

# 会 議 録 目 次

令和 5 年第 6 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 5 年 9 月 1 日（金）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第 2	会期の決定について……………	5
日程第 3	発議第 5 号 西田祐三町長に対する問責決議案……………	5
日程第 4	諸般の報告	
	①議会報告……………	12
	②行政報告……………	13
	③報告第 8 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足 比率について……………	16
日程第 5	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について……………	18
日程第 6	同意第 3 号 山林監守人の選任の同意について……………	22
日程第 7	認定第 1 号 令和 4 年度決算の認定について……………	24
日程第 8	認定第 2 号 令和 4 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について……………	29
日程第 9	一般質問	
	○多田雄一議員……………	32
	○佐中十九昭議員……………	37
	○小田久美子議員……………	51
	○大高下光信議員……………	61
	○久留島元生議員……………	64
	○石橋京子議員……………	68
	(延 会)……………	83

令和5年第6回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和5年9月1日(金)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 9月1日(金)9時00分宣告(第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(14名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 石橋京子  | 2番  | 西田誠一  |
| 3番  | 玉川真里  | 4番  | 小田久美子 |
| 5番  | 欠員    | 6番  | 大高下光信 |
| 7番  | 欠員    | 8番  | 大江康子  |
| 9番  | 下岡憲国  | 10番 | 宗像啓之  |
| 11番 | 久留島元生 | 12番 | 多田雄一  |
| 13番 | 崎本広美  | 14番 | 前田勝男  |
| 15番 | 佐中十九昭 | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員  
なし

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(14名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 石橋京子  | 2番  | 西田誠一  |
| 3番  | 玉川真里  | 4番  | 小田久美子 |
| 6番  | 大高下光信 | 8番  | 大江康子  |
| 9番  | 下岡憲国  | 10番 | 宗像啓之  |
| 11番 | 久留島元生 | 12番 | 多田雄一  |
| 13番 | 崎本広美  | 14番 | 前田勝男  |
| 15番 | 佐中十九昭 | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|          |    |       |
|----------|----|-------|
| 町        | 長  | 西田祐三  |
| 副町       | 長  | 山崎真紀  |
| 教育       | 長  | 佐々木智彦 |
| 企画部      | 長  | 鶴岡靖三  |
| 総務部      | 長  | 丹羽勤   |
| 福祉保健部    | 長  | 森川雅枝  |
| 建設部      | 長  | 久保田誠司 |
| 教育次      | 長  | 森山真文  |
| 建設部次     | 長  | 門前誠司  |
| 企画課      | 長  | 石田順也  |
| 企画部付課    | 長  | 山田長秀  |
| 魅力づくり推進課 | 長  | 大村隆   |
| 財政課      | 長  | 吉本真人  |
| 総務課      | 長  | 中村修介  |
| 税務課      | 長  | 松井良哲  |
| 防災課      | 長  | 宮垣将司  |
| デジタル推進課  | 長  | 新藤正敏  |
| 町民生活課    | 長  | 水川綾子  |
| 住民課      | 長  | 中山えり  |
| 社会福祉課    | 長  | 杉本幸穂  |
| こども課     | 長  | 下野武士  |
| 長寿保険課    | 長  | 岩本宏美  |
| 保健センター   | 所長 | 倉本勇登  |
| 建設課      | 長  | 早稲田誠  |
| 上下水道課    | 長  | 木村生栄  |
| 会計管理者    |    | 中川修治  |
| 学校教育課    | 長  | 小村孝広  |

生涯学習課長 森原知美  
環境センター所長 岡田隆弘  
代表監査委員 永海房雄

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 脇本健二郎  
主 査 戸成正考  
主任主事 須崎亮

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 発議第5号 西田祐三町長に対する問責決議案  
日程第4 諸般の報告  
①議会報告  
②行政報告  
③報告第8号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について  
日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について  
日程第6 同意第3号 山林監守人の選任の同意について  
日程第7 認定第1号 令和4年度決算の認定について  
日程第8 認定第2号 令和4年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
日程第9 一般質問  
日程第10 第33号議案 工事請負契約の締結について（町道137号線道路改修工事）  
日程第11 第34号議案 海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第12 第35号議案 令和5年度海田町一般会計補正予算（第3号）  
日程第13 第36号議案 令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第14 第37号議案 令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 委員会提出議案第3号 海田東小学校及び海田小学校の早期建替えを求める決議案

日程第16 委員会提出議案第4号 海田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第6回海田町議会定例会を開会します。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者並びに代表監査委員の出席を求めています。また、本日、報道関係のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。なお、議場内が大変暑くなっております。体調管理の面から上着の脱衣を許可いたしますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。開会に当たりまして、議長より一言御挨拶を申し上げたいと思います。さて、令和5年9月19日より新しい庁舎で執務が始まります。昭和53年4月に現在の庁舎が開庁し、45年が過ぎ、その間、この議場で開かれた定例会は、昭和53年6月29日を第1回目として、実に181回に及びます。私たちをはじめ多くの先輩議員が執行部と論戦を交わし、全力で直面する課題と向き合い、最善を尽くしてきたものでございます。その中で、多くの条例案、予算案などを審議してまいりました。例えば、昭和61年3月に、海田町名誉町民条例を制定し、同年10月に海田町の名誉町民として加藤陽三氏、織田幹雄氏を選出したこと、平成3年3月には海田町非核宣言を決議したこと、平成15年10月には広島市と海田町の合併関連議案を否決したこと、平成30年には7月豪雨災害の復旧・復興に関する各予算案などを審議したこと、そして、令和元年12月には新庁舎の位置を定める条例を可決したことなど、数々の海田町の未来を決める重要な案件を審議し、議決をしてきたことに誇りに持つものでございます。今定例会後には新庁舎に移転をし、新しい議場にて議会を開催していくところではございますけれども、まずは、この議場で182回目の定例会が、先人に恥じないよう、すばらしい議論ができますよう、執行部並びに議員各位に申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田） 皆様、改めましておはようございます。本日、令和5年第6回海田町議会

定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、報告1件、諮問1件、同意1件、決算認定2件、契約認定1件、条例改正1件、補正予算3件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行いたいと思います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、11番、久留島議員、12番、多田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月12日までの12日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月12日までの12日間と決めます。

この際、議長より、議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際には的確で分かりやすく、マスクをされている方は声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言してください。また、議員の皆さんにおかれましては、質問・質疑に当たって、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定により、十分注意の上、発言をしてください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて内容を確認の上、答弁をしてください。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、発議第5号、西田祐三町長に対する問責決議案を議題といたし

ます。提案者より説明を求めます。玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川でございます。西田祐三町長に対する問責決議案の提案理由について、決議案の読み上げをもって説明に代えさせていただきます。

西田町長は町長として真価が問われる2期目の就任後僅か4か月と、更にその1年後に西田町長に対する問責決議が提出され、いずれも可決されております。また、2回目の問責決議から6か月後には3回目の問責決議が提出され、3回目の問責決議は短期間での提出であったため可決には至っておりませんが、町長の手腕を発揮すべき就任2期目で3回も問責決議が提出されたことは、町長の政治的責任を問われていることにほかなりません。

現在、海田町では、海田公民館跡地、新庁舎建替えに伴う役場などの跡地の活用など、町の財産が計画的かつ的確に利用されていないばかりか、海田公民館については3年以上が経過した現在も解体工事すら行われておりません。町所有地が有効活用できないことは町にとって大きな損失であり、将来を見据えた将来設計ができていないと言わざるを得ません。また、新庁舎が間もなく開庁しようとしておりますが、東広島バイパス高架下の活用について、一部を庁舎駐車場とするとの説明はありましたが、ほかの利用法については示されておりません。国交省や県との協議に入ると聞いておりますが、本来であれば庁舎完成と同時に高架下の有効活用について交渉をしておくべきであると思っております。新庁舎移転に伴う循環バスのバス停設置についても、本来は位置を決める段階からバス停の設置場所を想定して設計すべきところでありましたが、現段階になって新庁舎前にバス停を設置できないとの結果になるなど、計画性を欠いており、町民の利便性を優先した行政運営ができていないと言わざるを得ません。一方、新庁舎建設用地から検出されたヒ素の除去費用については、契約を急いだため発生した余計な支出であり、なぜ土壌調査結果が出るまで待てなかったのか、町長の判断ミスと言わざるを得ません。

また、海田東公民館再整備においては、それまで検討していた単独設置案を一転し、海田東小学校との複合施設化の予算を提出されましたが、熟考がなされておらず、安全性確保の検討も不足しており、予算案の修正を余儀なくされております。

現在の町政の進め方は急いで取り組まないといけないことを先送りにして、慎重に取り組まなければならないことを拙速に決断しており、そのため、大きな損失を被っていると言え、西田町長がかじ取り役として適切な判断をしてきたのか疑問を持たざるを得ません。

このほか、千葉家納屋の改装、学校屋上等へのソーラー設置等の不適切な手続き問題、期限切れ飲料水の配布問題、大雨の際に避難所駐車場に駐車中の車両が水没した事実の報告遅延など、問題が生じた際も議員や町民が納得する説明がなされておりません。

町長は事あるごとに丁寧に説明すると言われながらも、説明不足のためこれまでも幾度となく議会で混乱を招いてきました。また、議員からの再三にわたる質疑に対しても、町長自らが答弁しようとせず職員任せの態度でありました。これでは説明したとは言えず、責任を持つリーダーの姿には見えません。6月定例議会で次期町長選に出馬するとの表明をされましたが、このままだと説明責任を果たせないまま任期を終えることとなります。議会としてもこのまま見過ごしてしまうことは、これらのことを全て認めたことになり、町民の負託に反するものになると思います。

そのため、改めて西田町長の政治的責任と説明責任を問うものであります。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）今、町長に対する問責決議案が提案をされ、理由を述べられましたが、客観的にあるいは冷静でやっぱり見るべきだというように考えます。あまりにも低レベルで器が小さい、受け取る心の広さがないという感じが私はいたします。個人攻撃、職員攻撃にも感じるし、そして、我々議員にも、議会人として、また議員の監視の役割から見ても不十分であったと、新庁舎のヒ素検出も誰一人その問題に触れなかったことは、町も議会も希薄であったことは、私を含めて議員として責任を感じております。また、ひな壇におられる部課長中心に地方公務員としてのその職責を果たすために日夜努力されてきている、あるいは県内でも優れた施策を行ってきたのが次の例であります。

主な趣旨のみ挙げてみますと、一つにはかいた版ネウボラ。いち早く県のモデル事業の実施段階で選ばれ、妊娠出産から切れ目ない子育て支援に取り組んだ。全国的に人口が減少している中で、亡くなる人よりも生まれてくる人のほうが多い自然増を実現しております。二つ目には、高齢者活動ポイント。高齢者は様々なボランティアが地域での交流を行っております。これらの促進を図る高齢者活動ポイントは、ポイントを貯める楽しさも加わり、高齢者の社会参加の促進や健康増進につながっております。三つ目には、織田幹雄スクエア、いろいろあったけれども、旧千葉家住宅の再整備や織田幹雄記念館の整備で町の魅力を高めております。織田幹雄スクエアでは新型コロナの行動制限

が解除され、多くの町民が活動し、イベントも開催され、町内外から多くの人が訪れております。4番目には災害対策。豪雨や台風で避難所を開設するようになったのは、西田町長になってから災害時に避難する習慣が平成30年7月豪雨災害でも生かされております。災害復旧・復興、インフラ強靱など、安全・安心なまちづくりに取り組んでおります。五つ目には、新型コロナ対策。新型コロナウイルスの感染が拡大したときには、正しい情報の発信や感染対策の意識を啓発したり、経済対策として事業継続や応援金やクーポン券の発行などを繰り返し実施して、町民の生活を守ってきております。町が行う新型コロナ対策として、ワクチン接種が最も重要であった感染防止対策の徹底を図りながら、ワクチンを確保し、早期に町民へのワクチン接種を実施いたしました。6番目には、海田市駅南口土地区画整備事業。長年の懸案であった海田市駅南口土地区画整備事業を完成させました。様々な問題を解決して、町の玄関にふさわしい。

○議長（桑原）佐中議員、発言を止めて申し訳ないんですが、質疑をしてください。討論じゃありませんから。

○15番（佐中）事実を言っている。

○議長（桑原）質疑をしてください、質疑を。質疑のところですから、質疑してください。討論じゃないんですから。

○15番（佐中）では、簡単に言いますが、7番目には新庁舎の整備、8番目には人口増ということで、全国でも珍しい人口増が、この数年で1,500人も増加をしております。まだまだ多数あります。待機児童の解消や自治会への補助金、循環バスの三迫三丁目までの延長、防犯カメラの53か所の延長等々ありますが、これでお尋ねしますが、誰が町長になっても、諸条件や交渉相手もあることだし、100パーセント満足いく行政はできない。そして、議員16人の発言どおりできない。町長や職員の個人攻撃とも受け取れる内容の提案と、私は受け止めておるが、これをどのようにお考えですか。このことを私は器が小さい、これに値すると考えております。これが一つ目。二つ目には、このような評価、実績はどのように考えますか。三つ目、提出者が中心に本年度の予算の総務費から教育費、予算修正は海田東地区拠点整備に大きく影響を与えました。当初予算では、別表中の中で複合施設の整備計画策定よりも海田東公民館再整備に修正をされました。これに対する大きな予算の変動、何億円も節減につながるのに、これに影響するのに、これに風穴を空けて、事業が一時ストップしております。これらの点についてどのように考えるのかお尋ねいたします。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。まず、個人攻撃ではないかという点におきましては、この議案のほうで説明させていただきましたとおり、今まで行った事業の結果について、その説明責任等を問うものであります。決して個人に対しての攻撃というものではございません。また、今までの評価についてどう、今までやった事業についてどう思っているかということではありますが、同じく個人の人格を否定しているものではありません。今まで行ったかじ取り役としてのいろいろな施策について、全体の中でも、特に目立ったところ、問題があるところについて、今、説明させていただいたところでもあります。最後の予算のところについては、この問責決議案とは別のことだと思いますので、ここでお答えすることはできません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）答弁になっておりません。私はいろんな問題について、悪いところだけこれを指摘して、文書でここに、先ほど提案をされましたが、評価の部分が全くないのは公平な判断ができない状況ですし、町の職員、日夜努力して、あの災害のときでも、三日も四日も寝ずに頑張ってきたのに、それを評価もしないで問責を出すのは、ちょっと私は納得できません。例として、今の県と市の例であります。広島県と広島市が出資する広島高速道路、これは8回も中止と延期になって、事業費が30億円増えて、1,289億円となっております。高速5号が4年遅れて、事業費も30億円膨れ上がつたのに、県も市も問責は行っておりません。こういう面から見ると、あまりにもこの提案が、レベルが小さいというんか、器が小さ過ぎて、判断がしにくい。100パーセントできないというのは当たり前のことです。今から一般質問がありますが、そのとおりやったら、幾らお金があっても足りない状況で、日の当たらないところをカバーをしていくのが本来の行政の姿です。議会の在り方の問題。私は東公民館の問題、特別委員会を作りましたが、委員長はそこまで言うんだったら、別のものを作れ、あるいは文教福祉委員長はもう委員会を開かない、異議があるなら不信任を出せと、いうことまで聞いておりますが、議会として私は自殺行為、議会の在り方としてなってないというように思います。これはどうなのかをお尋ねします。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）何点かについてお答えします。まず、ヒ素問題ですけれども、この問題につきましては、ここの文章のとおり、県が土壌汚染調査をやってヒ素が出るかどうか等

を調査したわけですが、その結果が出る前に契約を結んでいるから、ヒ素が検出されても費用の負担を県に求められなかった。契約書では瑕疵担保責任が県にはないと、一文が入っているから、たとえ、後からヒ素が検出されてもその負担は海田町がしなきゃいけないと、こういう文章になっている。そういう瑕疵が契約のときにあったと、こういうことを申し上げているわけでございます。また、今回の特別委員会の設置等につきまして話がありましたけれども、そのときにも私も提案者として説明を申し上げたのは、基本構想の段階でいろんな東地区の機能、子育て機能は町民センターであるとか、そういう整理が終わって、これから東公民館についてどうしていくのか、基本計画を立てる段階にこれから進んでいくわけですから、これを企画部がやるのはおかしいでしょうと、担当所管は教育委員会なんだから、教育委員会を中心に進めていくべきだから所管を教育委員会に移すべきだと申し上げまして、議員の皆さんの多数の賛成を得て予算を修正したわけでございますし、東公民館整備特別につきまして、佐中委員から何度もそういう提案はありましたけれども、それに賛同する議員の方は皆無でございますから、委員長が従来どおりやるということを決められたわけでございます。また、文教福祉委員会で、説明、今ありましたけれども、これは建替えの決議案についてでございますけれども、昨年度、教育委員会が老朽化詳細調査をやりまして、両小学校がもう危険建物であるという結論を出されましたから、それを受けて文教福祉委員会で6月21日に両小学校を現地調査しました。その結果、そのとき居た、欠席された委員もおられますけれども、おられた委員全員で、これは町長に対して早期建て替える決議案を出すべきだと、こういうことで、全会一致で決まって、佐中委員もそのときに賛成されているわけです。反対であるならばそのときにしなきゃいけないのに、終わった後、あれはおかしいからもう一回やり直せということがあるから、私は委員長として1回決めたことですからそれはできませんと申し上げたわけでございます。そういったことでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）委員会の在り方の問題、これは、審議は特別委員会であるとか本会議でやるんですが、審査については、幾ら常任委員会でも法的根拠というか、これは自主的な判断ですね、本会議から付託されている常任委員会は、調査研究のみです。だから、いろいろやってみて賛成もあれば反対もある。最終的には本会議でその態度を明らかにするのが当然の議会活動であります。そういう意味で、審議と審査の違いを今提案者はどのように考えておるのかお尋ねします。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ただいまの質疑につきましては、今回の問責決議案と全く関係ございませんので答弁いたしません。

○議長（桑原）東公は少し外れているんですね。問責についての質疑をしていただきたいと思います。3回過ぎましたからもう終わりです。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。何点か質疑をさせていただきます。まず、内容についてなんですけど、公民館跡地、それから役場の跡地について3年以上経過した現在も、解体工事も行われてないし、有効活用できてないというふうにおっしゃられておりますが、公民館跡地については、この庁舎の予備の駐車場として、また織田幹雄スクエアの駐車場として有効活用されていると、私は判断しますが、いかがでしょうか。そして、この庁舎跡地については、最初に売却という御提案がございました。だけど、いろんな議員からいろんな提案がありまして、それを慎重に検討されているので、今になってると、私は判断するのですが、いかがでしょうか。もう一つ、なぜ今の段階でこの問責を出されたのか。もうすぐ町長選挙がございます。町長選挙を意識して今出されたのか、お伺いします。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）最初の海田公民館の解体工事についてでございますけれども、ここで指摘しているのは、用途は何にするかというのが決めた決めないじゃなくて、もう既に、この海田公民館を利用するという発想は当初からなかったわけで、ここの跡地をどうするかということがあったわけでございまして、そういった意味で早く解体を進めるべきであったということを言っているわけです。なぜかという、今頃になって解体を始めて、来年までかかるからということで、解体が遅れたために、もうここの現庁舎は、県との補償交渉の関係で令和7年度の2月までにここを壊さなきゃいけないという制約があるわけです。その中でここを壊すのが遅れたためにどうなったかといったら、ここに入っている、地下に入っている消防車2台、これについて、海田公民館を壊して、その後、消防庫を建てたんでは間に合わないから、国信と新庁舎のところ1台ずつ配備することになって、それについては多田委員もそれどうなんだと、問題じゃないかという問題指摘されたわけですが、それを早く海田公民館を壊していれば、今からすぐにでも消防庫を建てられるわけです。そうすれば2台を国信や新庁舎へ持っていく必要はないわけで十分に合ったわけです。そういったことを指摘しているわけでございます。

○議長（桑原）町長選挙のためじゃないかという質問出たんですけど、そのことについては玉川議員、どうですか。玉川議員。

○3番（玉川）これは決して町長選挙に影響をさせるためではなく、一番最後にも申し上げましたが、このまま見過ごしてしまうということは、これらを全て私たちも認め、町民の負託に反するものとなるというふうに思ったために、このタイミングで出させていただきました。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。発議第5号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数によって、発議第5号は原案のとおり可決されました。町長はこの結果を真摯に受け止め、信頼回復に努めてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております6月定例議会以降の主なものについて報告をいたします。

初めに、6月28日、安芸地区衛生施設管理組合議会の臨時会が開催されましたので、組合議会議員の私から議会の概略について報告いたしたいと思います。安芸地区衛生施設管理組合議会第2回臨時会におきましては、人事案件が3件提出されました。議会の議長選挙として、坂町の議会議長の川本英輔氏が、また副議長選挙として熊野町議会議長の時光良造氏がそれぞれ当選されました。また、監査委員については浦田宏氏が選任されました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。以上で、令和5年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会についての報告を終わります。

次に8月10日、私が広島平和記念公園を訪問し、恒久平和を祈念して献花をしてまいりました。

また、8月17日、広島県町議会議長会議員研修会に議員12名が参加をし、現在、地方議会に求められている政策立案及び災害時における議員の行動についてを学びました。

また、8月18日は、私と副議長が広島県西部建設事務所に赴き、新畝橋についての意見交換を行ったほか、瀬野川の継続的な土砂撤去の実施要望、尾崎川ポンプ増設の早期実現についての要望活動を行いました。

続きまして、所管事務県外調査実施状況でございますが、7月3日から4日まで海田東公民館再整備特別委員会、7月26日から27日まで総務建設委員会、8月1日から2日まで文教福祉委員会、8月28日から29日まで議会広報広聴調査特別委員会がそれぞれ県外調査を実施しております。このうち、海田東公民館再整備特別委員会及び総務建設委員会については報告が提出されましたので御参照いただきたいと思います。残りの委員会については次回の定例会で報告をする予定でございます。なお、常任委員会調査等実施状況を添付しておりますので、併せて御参照いただければと思います。委員会関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田） それでは、6月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

まず、新庁舎整備につきましてでございますが、新庁舎は7月3日に予定どおり竣工いたしました。新庁舎建設につきましては、議員の皆様や多くの関係各位の御理解と御協力いただき、大変ありがとうございました。

（「行政報告の資料がない」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 町長、一旦、自席にお座りください。暫時休憩します。再開はそろい次第。

~~~~~○~~~~~

午前9時39分 休憩

午前9時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き本会議を再開します。行政報告を許します。町長。

○町長（西田） それでは、6月定例議会後の行政執行状況について御報告をいたします。

まず、新庁舎整備につきましてでございますが、新庁舎は7月3日に予定どおり竣工いたしました。新庁舎建設につきましては、議員の皆様や多くの関係各位の御理解と御

協力をいただき、大変ありがとうございました。7月7日には、議員の皆様にも真新しい庁舎内を御覧いただき、その後、報道機関に公開して、ニュースや新聞でも大きく取り上げていただきました。また、7月10日には、一般内覧を実施し、306名の来場がありました。8月29日には、備品設置後の状況を議員の皆様にも内覧していただきました。現在、システム機器などの最終調整をしており、9月19日の開庁に向けて準備を着実に進めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、引き続き、65歳以上の方、5歳から64歳までの基礎疾患を有する方や医療従事者等に6回目の接種を行っています。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等につきましては、中小企業等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は8月25日現在、延べ520件となっております。

次に、食費等の物価高騰に直面する住民税非課税世帯等に対する支援を行うための電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金につきましては、8月31日現在で2,230世帯に支給をしております。

次に、梅雨時期の状況についてでございます。今年は5月29日に梅雨入りし、7月20日に梅雨明けをしております。7月1日未明から明け方の間に、梅雨前線の影響により雨雲が急速に発達し、土砂災害の危険度が高まり、警戒レベル4避難指示を発令し、避難所を開設しました。また、7月9日及び10日に梅雨前線の影響により土砂災害の危険度が高まり、警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難所を開設しました。

次に、海田町の防災の日である7月6日、町民センターにおいて、平成30年7月豪雨災害で犠牲になられた全ての方々に哀悼の誠を捧げ、災害からの復旧・復興の誓いを新たにすることを目的に、献花台を設置し、65名の方に御参列いただきました。また、この災害の記憶を風化させず、防災意識の高揚を目的に、平成30年7月豪雨災害写真パネル展示を町内4施設で開催しました。

次に、防災訓練につきましては、6月10日に町内4施設において全町民を対象とした避難に備えた防災訓練を実施し、221名の方に参加いただきました。避難所への避難行動、ひろしまマイ・タイムラインの作成や心肺蘇生法の講習、海田高等学校家政科による避難食を使った料理の紹介等を通じて、防災意識の高揚を図りました。

次に、防災教育につきましては、6月11日に蟹原自治会を対象に、6月30日には海田

南小学校4年生、7月19日には東海田幼稚園において防災講話を実施しました。

次に、6月27日及び28日並びに7月7日に、町職員を対象とした堀川ポンプ稼働及び尾崎川止水板設置訓練を実施し、大雨災害時における尾崎川対策技術について訓練しました。

次に、海田町町内循環コミュニティバスにつきましては、7月14日に海田町地域公共交通会議を開催し、ルート変更等について議決をいただきました。現在、9月18日のルート変更に向けて広島運輸支局へバス事業者が変更申請を行っており、準備を進めているところでございます。

次に、国及び県に対する要望活動につきましては、6月22日に広島県西部建設事務所長が来庁し、令和5年度施工予定の事業について説明を受け、海田町からも併せて事業の早期完了を要望いたしました。また、6月14日に広島県街路事業、独自要望活動に参加し、本町からは都市計画道路畷田線及び中店窪町線の整備推進等について、国土交通省及び財務省に出向いて直接要望をいたしました。また、同日に開催された全国街路事業促進協議会の特別要望活動に参加し、内閣官房等に対して、同様の要望を直接行いました。また、国道2号東広島安芸バイパス建設促進期成同盟会及び広島南道路建設促進期成同盟会の活動として、7月11日に国土交通省中国整備局に対し、7月26日には国土交通省及び財務省に出向いて直接要望をいたしました。更に、8月3日には国土交通省中国整備局道路部長との意見交換会に出席し、広島南道路整備促進について直接要望をいたしました。

次に、8月30日には、海田町主要建設事業について広島県の副知事などに直接要望を行いました。

次に、教職員の防災研修につきましては、6月8日、本年度新任者を対象に開催いたしました。地域の災害の状況に即した避難の在り方について研修をしました。更に、8月4日に全教職員を対象に、広島県教育委員会から講師をお招きして、生徒指導についての研修を行いました。生徒指導を充実させていくために、児童生徒の自尊感情をバランスよく育てていくことの大切さを学びました。

また、令和5年度全国学力・学習状況調査につきましては、7月31日に結果が公表され、小学校、中学校の全ての教科において県平均を上回りました。学習の基礎が安定してきた成果だと考えております。

次に、8月6日に、一般社団法人海田町文化スポーツ協会との共催で、織田幹雄記念

メダルの日記念事業を実施いたしました。当日はマツダスカイアクティブズ広島の選手の御協力をいただき、ラグビーの実技体験をしました。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第8号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第8号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。説明資料は議案書とは別冊の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いいたします。報告書の1ページをお願いいたします。令和4年度決算に基づく健全化判断比率の総括表でございます。結果としてはこれまでと同様に健全化判断比率4指標ともに早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。項目ごとに申しますと、まず、実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字額を比率で示すもので、前年度に引き続き、赤字額がございませんので値は出ておりません。次の連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を合わせた赤字額を比率で示すもので、こちらも各会計ともに前年度に引き続き、赤字額がございませんので値は出ておりません。次に、実質公債費比率につきましては、公債費の比率を示すもので、令和4年度は6.5パーセントで、前年度に比べて0.8ポイント増加しております。次に、将来負担比率については、町債残高など、将来、町が負担する負債を比率で示すもので、前年度に引き続き、将来の負担がマイナスとなっているため、値は出ておりません。次に、2ページには各比率の概要を、3ページから7ページには各指標の算定内容を記載しております。続きまして、8ページをお願いいたします。令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておりませんので、資金不足比率の値は、前年度に引き続き、出ておりません。9ページ、10ページにはそれぞれ算定内容を記載しております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る8月24日に監査委員が審査を行っております。お手元に配布をしております令和4年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）それでは、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について、その概要を申し上げます。審査の対象は、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び令和4年度決算に基づく資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類で、令和5年8月24日に審査を行いました。審査は、町長から送付をされました令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成をされているか、関係諸帳簿及び証書類等と照合審査するとともに、細部にわたりましては関係職員から説明を聴取いたしました。その結果、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも関係法令に準拠して作成をされており、その計数も正確であると認めました。なお、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、資金不足比率は経営健全化基準を下回っております。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては審査意見書を御覧いただければと思います。

○議長（桑原）以上で審査結果の概要報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。この海田町決算審査意見書を拝見いたしましたところ、例年のごとく健全、大まかあれとはありますが、私がちょっと聞きたいのは、この意見書の51ページで、海田町決算審査意見書。意見書でもいいでしょ。悪かったらやめるんじゃが。後で出るん。

○議長（桑原）後でやってください。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件につきましては、地方公共団体財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございません。報告第8号についてはこれをもって終結したいと思います。

これにて諸般の報告全てを終了したいと思います。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第5、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）諮問第2号、人権擁護委員の推薦について。令和5年12月31日をもって任期が満了することに伴い、人権擁護委員の推薦について意見を求めるものでございます。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）諮問第2号、人権擁護委員の推薦について御説明いたします。議案書の2ページをお開きください。現人権擁護委員であります佐々木登貴子さん、林紀子さん、椿靖さん、及び松井知己さんの任期が令和5年12月31日をもって満了となることから、引き続き、椿靖さん及び松井知己さん、新たに信本真理さん及び松岡茂子さんを入権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解ある者の中から議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、椿靖さんの経歴等について御説明いたします。現在63歳でいらっしゃいます。椿靖さんは昭和58年4月に教職員として海田中学校に赴任され、平成29年4月から尾道市立因北中学校の校長に就任され、令和2年3月に退職されました。令和3年4月からは海田町国際交流協会の会長に就任しておられ、人権擁護委員には令和3年1月に就任され、現在まで活動しておられます。これらの実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。次に、松井知己さんの経歴等について御説明いたします。現在60歳でございます。松井知己さんは平成7年3月から海田中店郵便局長に就任され、平成20年7月から海田郵便局長、平成24年4月から海田中店郵便局長に就任され、現在に至っておられます。また、平成12年4月から社会教育委員に就任され、現在に至るまで長年にわたり社会教育の推進に携わってこられました。人権擁護委員には令和3年1月に就任され、現在まで活動しておられます。これらの実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。続きまし

て、信本真理さんの経歴等について御説明いたします。現在61歳でいらっしゃいます。信本真理さんは地元子ども会の会長や小学校PTA活動に参加された経験がおありで、平成19年12月から平成28年11月までは民生委員児童委員に就任しておられました。長年にわたり地域福祉の推進に携わってこられ、人権擁護に深い理解があり、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。次に、松岡茂子さんの経歴等について御説明いたします。現在64歳でいらっしゃいます。松岡茂子さんは昭和57年4月にTDK株式会社に入社され、昭和63年5月から平成10年3月まで株式会社ニチイ学館にお勤めでした。また、平成19年12月から平成28年11月まで民生委員児童委員に就任され、長年にわたり地域福祉の推進に携わってこられました。人権擁護に深い理解があり適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。これ、今、るる説明を受けたが、それについては異存はないわけですが、何かそういう困ったことがあったときに、どこへ相談に行くんか、ここへ、海田町、海田町のどこからどこまでどこへ相談に行くか、今の説明では分からない。書類にもそれらしき記載がない。どのようにして、その場所へ相談に行くのか、その辺の説明をお願いしたい。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）人権に関する相談の窓口でございますけれども、年2回ほど町内におきましては特設の人権相談を行っております。また、人権相談につきましては常設相談といたしまして、広島法務局のほうで実施をされております電話相談等での受付が可能であると思っております。

○議長（桑原）答えになっていますか。もう一度、前田議員、お願いします。前田議員。

○14番（前田）非常にいい説明をもろうて、理解に苦しむというか、わしが理解できんから、再質問させてもらうわけですが、今、例えばですよ、困ったことが起きた、どうするんか、広島法務局に行くんですか。そういうことの機転が利くというか、そういうことが分かる人。中には、それじゃあ、広島法務局がどこにあるんですか。おそらく議員の仲間でも知らん人がおるんじゃないか。だから、これじゃ、せつかくのすばらしい人を4人も5人も選んで、行き着くところが分からん。何か少なくとも議会に対しての

説明だけは、もっとやりようがあるんじゃないかということをお願いわけよ。皆さんがこれで理解できればいいですよ。少なくとも私はこの方の家が一つだけは分かった。どうにもならなかったら郵便局へ行けということ。ちょっと親切味がないんじゃないか。そこらをどのように考えるのか。わしの言うところ分かるのか、どうかいの。

○議長（桑原）町の中で、海田町の方が困ったときにどこの窓口に行けばいいのかというところの話をしていただきたいと思うんですけども、海田町の中でどこの窓口へ行けばこの相談に乗ってくれるのかということの説明してくれとおっしゃっていらっしゃるので、そのあたりが分かれば説明してあげてもらえますか。前田議員。

○14番（前田）住所があってもいいんじゃないかということをお願いわけよ、結論は。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）人権擁護委員さんの住所につきましては、個人情報関係でこのような記載になっておりますが、人権擁護委員さんへの相談がつながるよう、関係部署、また社会福祉協議会の各機関も連携しながら、人権擁護委員さんの相談につながるよう努めてまいります。

○議長（桑原）いやいや、そうじゃなくて、その困った方が相談を受けるのにどの部署へ行ったらそういうふうに相談ができるのかという話なので、部署を教えてあげたら一番いいと思うんですけど。社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）役場の窓口でしたら社会福祉課のほうにおいでいただけたらと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）もう一回、ちょっとくどいようだがね、要するに困った人が、せっかくこういう人がおられるんだから、そこへ相談に行きたいじゃないか。相談をするためにこういう人を人選するんだろう。ところが、何かあったら役場へ来い。それだけじゃ、用がなさんのじゃないかと思うんだけども。そこからまた、今度はその人の担当、どなたかをまた呼ぶ、時間の無駄というか、そこらが全く分からん。だから、いわゆる議会にぐらいは住所を明かしてもいいんじゃないかなという気がするんじゃないけどね。その人権じゃから、プライバシーだから何とかいうて、人権擁護の人が全部伏せとったら、それが人権の何かの困ったときの相談になるのかどうか。わしにはちょっと理解ができませんので、今即答できるのかどうか、あんたらも。二言目には人権じゃプライバシーやと。何のためにこういう人を人選するんか、そういう人がおられるが行き場がない、分から

ん、役場へ来い。それで、役場へ行ったら、待ってください、今から呼びますから。変な言い方、晩まで待っておくんか、そこでぼけっと。そんなばかなことできんのじゃない、どうなのか、そこら。どう考えとるんか。

○議長（桑原） 答弁ください。総務部長。

○総務部長（丹羽） 前回から個人情報の関係で議案の中にも住所を明記しないということで整理をさせていただいたところでございます。まずは、そういった御相談がある場合は役場のほうに問合せをしていただき、そこから人権擁護委員さんのほうにつなぐという形で相談を受けたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今の前田さんの続きじゃないんじやがね、そういう形で人権擁護委員を選ばれたから、相談にやるときにはどういような手順でやったらいいかということをしちっとこのときに説明しなさいや。何ぼおられても、困った人が相談に行きたいのに、前田さんじゃないんじやが、議員の方にどうすればいいですかいうて聞かれたときに、その手順がいちいち分からなかったら言われんでしょう。だから、こんだけ肩書ある優秀な人がおられたら、その人に相談したかったら、どういふうな手順で、いち早くどういふうにやりますというふうな説明を付け加えたらいいんじゃないですか。私はそう思う。こんだけの人を推薦して選んだあれないでしょう。だから、そこをしっかりと、前田さん、1回質問されたら、質疑されたら、しっかりと答弁ができるように、ちゃんとそういうあれをやっておきなさいや。どうですか。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） 議員御指摘のとおりだと思いますので、議会で説明させていただくとともに、町民の皆さんがどこに相談をしたらいいか分かるように広報を通してしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより諮問第2号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第2号について議案書に記載の4名を適任とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、諮問第2号については議案書に記載の4名を適任とすることに決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、同意第3号、山林監守人の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第3号、山林監守人の選任の同意について。令和5年9月30日をもって任期が満了することに伴い、山林監守人の選任の同意をお願いするものでございます。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）同意第3号、山林監守人の選任の同意について御説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。現山林監守人の高橋憲二さんの任期が令和5年9月30日をもって満了となることから、新たに井手達也さんを山林監守人としてお願いするものでございます。山林監守人の選任につきましては、公有林野等官公造林条例第2条の規定に基づき、議会の同意を得て、町長が選任するものでございます。山林監守人の職務内容といたしましては、海田町町有林監視人規則第3条に基づきまして、町有林を毎月1回以上巡視し、その状況を四半期ごとに町長に報告するものでございます。任期は4年で定員は2名でございます。

それでは、井手達也さんの経歴等について御説明いたします。現在37歳でいらっしゃいます。井手達也さんは平成21年4月に株式会社ムロオに入社され、令和元年4月からは芝浦産業株式会社に勤務しておられます。また、令和2年7月から現在まで海田町消防団に入団しておられます。地域貢献に対して熱意をお持ちの方で適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）先ほどの議案も同じなんだけども、総務部長の答弁にちょっと言うわけじゃが。前に議会が決めたと、こういうような言い方の答弁に聞こえたんじゃないかね。そうじゃないでしょう。議案書には書きますが、読み上げは議案書に記載のとおりですというふうに読み上げるというふうに、わし、記憶しとるんだけど、私の間違いですか。その辺、はっきり答弁願いたいのと、読み上げを今言うたように、議案書に記載のとお

り、それでいいわけ。ところが、ここは町内在住じゃ、これじゃあ、知る人は知るけども、分からん人は誰にも分からん。どこのたろべえさんか、同姓同名の方もおられるかも分からん。ここらがどうなのか、もう一回、これ議会ともはっきりせにゃいかんと思うけども、読み上げと記載とは違ってもいいわけよの。住所を記載して。再度分かりやすく言いますが、ということで。読み上げは記載のとおり、どうなのか、それは。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）こちらの議案書の書き方につきましては、個人情報保護法の改正に伴いまして、議会運営委員会のほうに御提案をさせていただいた上で、このような方法ということで決めさせていただいたところでございます。もしこういったものが不都合ということであれば、また改めていろんな手法について議会のほうと話をさせていただければと考えています。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）あえて答弁は要りませんが、今後、やっぱりこういうものは、議会がこれを決めたんだ言うて、そりゃ、わしもしっかり見とらんから悪いんかも分からんけど。やっぱり、これ、一考する必要がある。知る人は知つとる。知らん人はこれ何ぼこれ何十名ここに記載したけいうて、相談ごと、例えば山が崩れとる、倒木がある、どこへ行くんか、また役場へ行くんか。そういうことじゃ、不親切じゃないかと思うが、これは、答弁はいいよ。一考願いたいということでお願いしておきます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）この山林監守人の選任なんですけど、これ、たしか海田町には2名おられます、この方はたしか一人ひとり守る、管理するところの地域が違うと思うんですが、この方はどのあたりを監守する予定なんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）主に、地域で言いますと、大体南西側といいますかあちらのほうになります。もう一人の方については東側ということで、ある程度区域を分けながらその辺は満遍なく監視できるようにお願いしているところです。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）この方、37歳と若くて、今までは60とか70前後の方がされていましたが、この高橋さんという方、9月30日の任期満了するまでにやはりどういう仕事内容かということで、引継ぎなんかもあってされるんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、引継ぎもしっかりやる予定でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第3号について採決を行います。お諮りいたします。同意第3号についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第3号についてはこれに同意することを決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、認定第1号、令和4年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）認定第1号、令和4年度決算の認定について。令和4年度海田町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。決算の内容につきましては担当者に説明させるとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、御審議いただき、認定くださるようお願い申し上げます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、令和4年度決算の内容につきまして、主要施策の成果に関する説明書により御説明いたします。主要施策の成果に関する説明書の2ページをお願いいたします。令和4年度の一般会計の決算規模は、歳入総額147億9,965万4,000円、歳出総額139億5,702万1,000円で、歳出で申しますと、前年度に比べて8億8,905万3,000円、6.8パーセントの増となっております。主な増額理由は庁舎移転事業費の増によるものです。次に、3ページの決算収支をお願いいたします。令和4年度の一般会計決算の歳入歳出差引額は8億4,263万3,000円で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源2億2,820万5,000円を控除した実質収支は6億1,442万8,000円の黒字となっております。下段には実質収支に関する年度別の内訳表を記載しております。

次に、4ページには歳入決算一覧表、5ページには自主財源と依存財源の推移を掲載しております。主な増減要因等について個別に御説明いたします。6ページをお願いいたします。まず、町税については、前年度比で約7億5,000万円、17.9パーセントの増となっております。主な増減内訳と税目別決算額をそれぞれ表にまとめておりますが、特に固定資産税については電気事業等の償却資産の設備投資の増加等により、令和4年度は約6億3,000万円の増となっております。次に、17ページをお願いします。地方交付税でございます。下段に内訳表を記載しておりますが、普通交付税については、前年度比で約1億8,000万円、14.1パーセントの減となっております。主な減額理由は町税の増による基準財政収入額の増等によるものです。続いて、22ページをお願いします。国庫支出金でございます。前年度比で約8億2,000万円、22.6パーセントの減で、主な増減内訳を表に記載しておりますが、給付金事業などの事業費の特定財源として、歳出事業費の増減にそれぞれ連動しているところでございます。次に、26ページをお願いします。諸収入については、前年度比で約1億4,000万円、64.7パーセントの増となっております。増額理由は、令和4年度から学校給食を公会計化したことによる学校給食費の増によるものです。次に、27ページをお願いします。町債については、決算額が約22億円で、前年度比で約8億7,000万円、65.1パーセントの増でございます。主には庁舎移転事業債の増によるものです。

次に、30ページをお願いいたします。ここからは歳出決算の目的別の状況でございます。主な増減項目について御説明してまいります。31ページ下段をお願いします。総務費については、前年度比で約12億円、70.4パーセントの増となっております。増額理由として32ページをお願いします。庁舎移転事業費の増のほか、電算等システム改修事業費も増となっております。次に、33ページをお願いします。民生費は、前年度比で約7億6,000万円、13パーセントの減となっております。令和4年度は電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費等の増がある一方で、令和3年度に実施した子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費等の減がございます。次に、34ページをお願いします。衛生費は、前年度比で約8,000万円、6.8パーセントの増となっております。主な増額理由として、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金給付事業費の増がございます。次に、36ページをお願いします。商工費は、前年度比で約8,500万円、47パーセントの増でございます。主な増額理由として、海田町地域経済応援事業費や海田町事業継続応援金、第3弾、第4弾の事業費の増がございます。次に、37ページをお願いします。土木

費は、前年度比で約2億4,000万円、21パーセントの増でございます。主な増額理由として、公共下水道事業繰出金事業費や仮称町道143号線道路改良事業費の増がございます。次に、39ページをお願いします。教育費は、前年度比で約4億1,000万円、56.6パーセントの増でございます。主な増額理由として、学校給食の公会計化による小中学校給食事業費や小学校トイレ改修事業費等の増がございます。続いて、42ページから58ページにかけて、歳出決算の性質別の内訳となります。主な増減要因については、先ほど御説明した目的別の内容と重複する部分もございますので、個別の説明は割愛させていただきます。

次に、59ページをお願いします。令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症対応に係る決算状況をまとめたものでございます。令和4年度決算状況について、60ページの上段をお願いいたします。感染拡大防止対策、家計支援、子育て世帯等への生活支援と事業者支援、新しい生活様式を踏まえたデジタル化の推進等に取り組み、事業費は合計約7億1,000万円で、財源として国の交付金等を活用しております。関係する事業内容については、後半の主な個別事業の説明書に記載しております。

続いて、61ページからは繰越の状況について、65ページからは債務負担行為の状況について、また、67ページからは財政構造等について、それぞれ記載をしております。

次に、75ページをお願いいたします。第5次海田町総合計画成果指標・行動指標の一覧でございます。総合計画に掲げる施策体系ごとの成果指標や行動指標と、それぞれの目標値やそれに対する令和3年度、令和4年度実績、目標に対する進捗状況等を表に90ページまでにかけてまとめております。

次に、91ページ以降には一般会計の個別事業ごとの内容について記載しておりますが、個々の説明は割愛させていただきます。

続きまして、447ページからは特別会計となります。特別会計については決算収支についてそれぞれ説明させていただきます。

まず、449ページをお願いします。公共下水道事業特別会計の決算収支でございます。令和4年度の歳入歳出差引額は795万1,000円の黒字でございます。なお、公共下水道事業は、令和4年度から地方公営企業法の全部を適用したことに伴い、歳入歳出差引額は同法の規定による会計に引き継ぎ、令和5年3月31日で公共下水道事業特別会計は出納を閉鎖いたしました。

続いて、471ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計の決算収支でございま

す。令和4年度の歳入歳出差引額は6,608万9,000円の黒字でございます。

続きまして、503ページをお願いいたします。介護保険特別会計保険事業勘定の決算収支でございます。令和4年度の歳入歳出差引額は7,851万7,000円の黒字でございます。

次に、547ページをお願いいたします。介護保険特別会計介護サービス事業勘定の決算収支でございます。令和4年度の歳入歳出差引額は0円でございます。

続きまして、555ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の決算収支でございます。令和4年度歳入歳出差引額は195万9,000円の黒字でございます。以上で、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算についての御説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。令和4年度決算につきましては、去る7月11日から20日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付をしております令和4年度海田町決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）それでは、令和4年度海田町各会計歳入歳出決算の審査意見書について、その概要を申し上げます。審査の対象は、令和4年度海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町介護保険特別会計、海田町後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算書、各会計歳入歳出事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書で、令和5年7月11日から7月20日にかけて審査を行いました。審査は町長から送付されました令和4年度海田町各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成をされているかを確認し、その内容を関係諸帳簿及び証書類等と照合するとともに、地方自治法第235条の2の規定に基づく例月出納検査の結果を参考にして実施をするとともに、細部にわたりましては関係職員から説明を聴取するなどして実施をいたしました。

審査の結果でございますが、令和4年度の海田町各会計決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成をされており、かつ、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めました。また、予算の執行につきましてはおおむね適正であることを認めます。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては審査意見書を御覧いただき、決算認定の参考にしていただければと思います。

○議長（桑原）以上で、審査結果の概要報告を終わります。

これより質疑を行います。決算の認定については、例年どおり、決算審査特別委員

会において慎重審議をしていただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いをしたいと思います。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。私は、いつもこの審査意見書を拝読いたしまして、おおむね良好とありますが、毎年毎年。そこで、ちょっとどういうふうに指導されたか、どういうふうにあれされたかをちょっと1点だけお願いします。51ページの不用額について意見を述べておられますが、この不用額はあまり多いというところも好ましくないんですが、多額になるとね。努力せにゃいけんということは毎年聞いています。だけど、努力せにゃいけんが、どういうふうに努力するか、ちょっと監査委員からそれをこういうふうにやったらええかとか、そういう指導はされたことがありますか。その1点だけ、お願いします。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）不用額につきましては、やはり、まず各課でそれぞれ予算管理の観点からある程度早い時期に減額補正をする等の手続きが必要でしろうし、また、予算積算段階からある程度、前年あるいは前々年度くらいの実績を踏まえたそういった予算積算が必要ではないかというふうなことは申し上げております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。下岡議員。

○9番（下岡）50ページの総括意見の7行目、また平成30年7月、8月の豪雨災害による被災箇所への町施工分の復旧工事を完了されたと、こうなっていますけども、これは何を以てこういうふうに判断されたのかお尋ねします。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）これにつきましては、御案内のとおり、広報にも町広報にも事業完了ということで掲載されておりますし、決算審査の調書にも2件ほど災害復旧工事が載っておりましたが、その調書に事業完了、なおかつ担当者から完全に町施工分の事業は完了したというふうに聞いておりますので、こういうふうに掲載をしております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）代表監査、御存じないかもしれませんが、平成30年の西日本豪雨災害を受けて、国は激甚災害に指定して特別な財政処置を講じたわけです。それをするについては各被災箇所を具体的に当たって、災害査定を行っているわけです。それが該当しておるかどうかね。その中でまだ工事やってない箇所がある。工事業者に対して町が

指示してここはやらんでええからと、契約を打ち切った箇所があるんですよ。そこを見逃されているんじゃないですか。何だったら、監査役、御案内しますよ。三迫三丁目の循環バス三迫三丁目付近、町道6号と西ノ谷川本川の間の護岸工事です。二、三十メートル。そこをちょっと具体的に御覧になっていただきたい。それが終わったものかどうか。まだ終わってないから、その町道6号の一部の下には、仮復旧工事の土のうが置いたままですよ。ちゃんと調べていただきたい。どうなんですか。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）監査は実際には書面で行います。それで、書面と関係職員からの聞き取りで監査を進めていくわけですが、先ほど、申し上げましたように、決算審査の調書にはその災害復旧の部分について、2件の事業について事業完了というふうに明記がしてございます。で、聞き取りで担当者からは町施工分の工事が完了したということでございますので、監査委員としてはそういうふうに記載したわけでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、認定第2号、令和4年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）認定第2号、令和4年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴い生じた剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分するものとし、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和4年度海田町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、令和4年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

まずは決算から御説明いたします。決算書の17ページをお願いいたします。令和4年度海田町水道事業報告書です。第1、概況の1、総括事項でございますが、令和4年度は老朽化した機械設備更新のため、令和2年度からの継続事業である国信浄水場改修工事を進めるとともに、蟹原浄水場の浸水対策に係る実施設計を令和3年度からの継続事

業で行いました。また、管網整備につきましては配水管の移設や布設替に伴う配水管の耐震化に取り組み、耐震化率は32.4パーセントとなりました。財政面につきましては、主に一般用給水量の減少に伴う水道料金収入の減少により、事業収益は減少となりました。次に（１）給水状況でございますが、給水戸数及び給水人口ともにやや増加をしております。次に（２）建設改良事業でございますが、排水設備整備として配水管の布設替、移設、復旧工事と配水流用計取替工事、更に基幹管路更新基本設計、水管橋更新に係る基本設計及び実施設計を行いました。また、上水設備整備としまして、国信浄水場改修に伴う設計、砂走ポンプ所改修工事に係る設計及び工事、国信取水ポンプ及び蟹原浄水場井戸ポンプ取替工事を行い、このほか継続事業として国信浄水場改修工事及び蟹原浄水場浸水対策実施設計を行っております。次に（３）財政状況でございますが、令和４年度の事業収益は税抜きで４億４,986万円となり、前年度と比較して745万円減少しております。一方、事業費用は税抜きで４億１,262万円となり、前年度と比較して1,353万円減少しております。以上の結果、差引き3,724万円の純利益となっております。また、資本的収支は差引き１億3,288万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補填をしております。

続きまして、剰余金の処分について御説明いたします。決算書の７ページ、８ページをお願いいたします。（２）令和４年度海田町水道事業剰余金計算書の剰余金のうち、右側の８ページにございます利益剰余金の欄の３列目、未処分利益剰余金の欄を御覧ください。処分後残高4,048万7,547円、当年度純利益3,724万2,903円を加えました7,773万450円が当年度末残高となっております。次に、その下、（３）令和４年度海田町水道事業剰余金処分計算書案を御覧ください。右端にあります未処分利益剰余金の一番上が先ほど御説明いたしました当年度末残高7,773万450円です。当年度は資本金の組入れや積立処分等を行わない予定としております。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。令和４年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算につきましても、去る６月28日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております令和４年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）それでは、令和４年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。審査の対象は、令和４年度海田町水道事業会計決算で、令和５年６月28日に審査を行いました。審査は町長から送付されました決算書、事

業報告書及び財務諸表等が地方公営企業関係法令に準拠して作成されているかを確認し、関係諸帳簿と照合するとともに、地方自治法第235条の2の規定に基づく例月出納検査の結果を参考にするとともに、細部にわたりましては関係職員から説明を聴取するなどして実施を行いました。

審査の結果、令和4年度海田町水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書はいずれも地方公営企業法関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であることを認めます。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては審査意見書を御覧いただき、決算認定の参考にさせていただければと思います。

○議長（桑原）以上で審査結果の概要報告を終わります。

これより質疑を行います。水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましても、例年どおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いをしたいと思います。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

この際、認定第1号、令和4年度決算の認定について及び認定第2号、令和4年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議長より発議をしたいと思います。

本件につきまして、議長及び議会選出の監査委員を除く議員12名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本件は、議員12名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決めます。

この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の皆さん、委員会室で正副委員長の互選を行い、私に報告をしてください。

暫時休憩いたします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前10時54分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいま、決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われました。その結果について御報告をいたします。委員長に宗像議員、副委員長に小田議員を決しております。以上で、令和4年度決算の認定について及び令和4年度海田水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを終わります。

暫時休憩をします。再開は11時20分。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第9、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は2点質問をいたします。まず1点目、体育館へのエアコン設置でございます。現在、町内の小中学校の体育館にはエアコンは設置されておられません。体育館は子どもたちの運動や全体集会などに利用するほかに、災害時には避難所としても利用されます。東広島市では2027年度までに市内21校の体育館にエアコンと太陽光発電を設置する計画を公表されています。環境省の交付金事業に採択され、その補助金を活用して整備されるようです。現在、2025年度まで文部科学省が補助率を2分の1にかさ上げをし、体育館へのエアコン整備を推進しておられます。このチャンスを逃さないためにも、6校中1校、2校でも計画すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2番、1型糖尿病への子どもたちへの支援。1型糖尿病は膵臓の中の膵島細胞というインスリンを作る部分が免疫細胞で破壊され、発症する自己免疫疾患です。発症すると生涯インスリンを打つ必要がございます。特に、幼児期に発症することが多く、幼稚園や保育所に通うのを断られたりすることもあると聞きます。このインスリン注射は本人か家族、医療従事者のみが打てるもので、養護教諭や担任では打てません。また、血糖値の管理も定期的に測る必要があり、低血糖では最悪命を落とすこともあります。しか

し、この1型糖尿病は医療ケア児の対象外なので、幼児期や自分で管理ができるようになる小学校の高学年になるまでは、保護者が行って管理、注射をしているのが実情です。現在、町内に対象児童がいるかどうかは分かりませんが、10万人に1人と言われる発症率なので、いつ入園、入学してくるかも分かりません。子育てを応援する意味からも医療ケア児と同様に看護師を派遣するべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の2点目については私から、1点目については教育委員会から答弁をいたします。

1型糖尿病の子どもたちへの支援についての質問でございますが、インスリン注射など医療行為が必要な場合には、医療的ケア児への支援として必要に応じて看護師を配置するなど、教育、保育施設と調整をしながら適切に対応してまいります。

それでは1点目については、教育委員会から答弁をいたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。体育館へのエアコン設置についての質問でございますが、学校施設環境改善交付金を活用するためには、空調工事とは別に断熱工事等の条件が必要であることから大規模改修又は改築時の設置を検討すべきと考えています。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、再質問をいたします。まず、1型糖尿病に関してでございますが、町長答弁にあります、インスリンなど医療行為が必要な場合とおっしゃられておりますが、医療行為が必要なんです。ですので、この医療ケア児の支援として看護師を配置するなどということですが、現在、海田町に保育所、幼稚園、小学校にその対象者がいるかどうか、まず答弁をお願いします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）具体的な人数につきましては公表されていないところもございしますので、差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）いるかないかぐらいは答えられませんか。社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）若干名でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）若干名と言われますが、いることは間違いないわけですから、現在、この町長答弁のように看護師を配置されておるのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この1型糖尿病で派遣しているような事例は現在のところはございません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）ということになると、ちょっとこの町長答弁とずれると思うんですが、必要に応じて看護師を配置するなど、これ必要なですよ。幼稚園とか保育所、小学校低学年の子どもたち、自分で管理しろというのはそれは無理なんですよ。アドバイスは養護教諭ができます。それから、幼稚園、保育所の担任がアドバイスはできますが、実質的な医療行為はできないわけですから、必ず親若しくは兄弟、大きい兄弟がおられる場合ですが、必ず家族が行ってケアをしなくちゃいけないんですよ。それもずっとついておく必要がある。血糖値を測る機械は確かに今頃すごく便利なものがあるんですけど、それでもやっぱり血糖値を何時間かおきに測る、体調が悪いときには測る。それで、もし高ければインスリンを追加で打つ、低ければクッキーとかキャンディを食べて血糖値を上げるという必要があるわけです。その管理を小さい子どもにさせるというのはできないわけですから。名古屋市でしたか、こういう議員の提案で看護師を派遣するようにされた市もあります。町長答弁では必要に応じて看護師を配置するというふうに書いてございますので、幼稚園、保育所、それから小中学校も含めて、小中学校にはいないのかもわかりませんが、もし入学してきた場合、中学校、小学校高学年はいいんですよ。自分で管理できるようになるんです。ただ、低学年の場合は、やっぱり自分で注射することも難しい。ですから、看護師を配置していただけないかというのが私の提案なんです。町長答弁はかなり前向きだと私は判断したんですが、それでよろしいんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほども答弁いたしましたように、今現在、医療ケア児等の支援として必要な該当のお子さんはおられないので配置はしておりませんが、今後、そのような支援が必要な子どもさんに対しましては教育保育施設と調整しながら配置をしてまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）ありがとうございます。そのようにしていただければ、子どもたち、大変助かる、保護者も含めて、大変助かると思いますので、そういう要望があれば是非実現していただきたいというように思います。

それでは、次のエアコン設置ですが、教育長が言われるように、エアコン機械を設置するだけじゃなくて、断熱もしなくちゃいけない、これはもう当たり前なんですけど。分かっているんです。ただ、それを含めて文部科学省が今回3分の1から2分の1に引き上げるということは、この断熱も含めてだと私は判断したんですが、ちょっと違うんですよね。そこら、分かっておられますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）この度の件につきまして、断熱に関する工事についても含まれるというふうに認識をしております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それならですよ。やっぱり2025年ですから、あまり余裕がないんですけど、1校でも2校でも実現するように計画をされたらいかかと思うんですけど、大規模改修とか、例えば改築、それは当たり前のことですよ。そうじゃなくて、今回こういうチャンスがあるわけですから、是非利用していただきたいと思うんですけど、その検討はなされませんか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）検討につきましては進めていきたいというふうに考えておるところでございますが、実はこの度の空調のお話でございますが、教育委員会といたしましては、実は緊急性の高い工事が今後予定されております。例えば、海田小学校、東小学校の校舎の建替えであるとか、そういう緊急性のあるものと、更に、今、普通教室や特別教室等にも空調のほうを配置しておりますけども、これについても随時更新が必要になってくる、そういったところも踏まえながらの検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）確かに建替え、校舎の建替えというのが優先されるというふうにおっしゃられて、それは確かにそうだと思います。ただ、東広島市がこの度やられた環境省の交付金事業を使って、46校中の21校に順次エアコンと太陽光発電を設置されるというこの計画ですが、これ、非常に参考になると私は思います。海田町でもこの文部科学省の

補助金も含めてですが、この環境省の交付金事業も検討されて、太陽光発電とこの冷暖房、それから断熱工事も含めてですが、1校でも2校でも実現されたらどうかなと私は思うんですけど。今、エアコンも普通のエアコンと違ってというのはおかしいんだけど、輻射熱を利用した、割と低価格でできる、低コストで運転できるというのもあります。そういったものも含めて検討していただける余地はないんでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）この猛暑ですから、当然検討しておりますし、今の環境改善交付金が2分の1になったのはよく分かっております。それともう一つ、環境省の件なんですけど、実は環境省の分は、報道で、空調設備だけは何かやっているように見えますけど、そうではなくて、環境全体の中でのこれなんですよ。ですから、これにかかわらず一体的に全部取り組まなければいけないので、それ、莫大な経費です。そのうちの一部が空調なんです。それと、いろいろ補助金が2分の1とか3分の1とありますが、例えば海田中学校では総事業費多分つけたら1億を超えます。それで、2分の1といたら5,000万だと思われるんですけど、御承知のようにそんなことはないです。総事業費に対するものでなくて、補助対象経費に対する2分の1、坪単価に対する何ぼの比率ですから、そこらはよく御存じだと思うんですけど、それらを考えますと、今、様々に施設の改善をしていかにゃいけないというのが山積している中で、どうしても猛暑もあるんですけども、多少工夫をしながらやっていかなければいけないんじゃないかと思います。それと、1校、2校とおっしゃるんですけど、やっぱり、うちの状況からしますと、1校やれば2校、2校やれば6校やるようになりますので、そう簡単ではないと思っておりますが、当然、視野に入っていますので、よそに置いておるといふか、論外にしとるといふことはないで、一個一個、緊急性の高いものから、また教育費の限られた中でバランスよくやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）教育長の言われることはよく分かります。ただですね、やっぱり、現在のこの猛暑の中、子どもたち、体育館でいろんなことをするわけですから、それと避難所になったときの対応も含めて、是非、6校一遍にやるというわけじゃなくて、計画を立てて、1校から2校、3校、4校とやっていただけるような、将来的にはもうやらざるを得んと思うんですけど、計画を立てられる予定はありますか。立てていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）軽々にはなかなか計画を立てると言いにくいんですけども、計画がいっぱいありまして、実現不可能な計画を立てても無駄なので、当然視野に入っておりますので、それはこの猛暑の中ですから、子どもの命に関わる問題ですから、当然考えてまいります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。一般質問をさせていただきます。まず最初に、マイナンバーと健康保険証などについてお尋ねをいたします。初めに、6月2日、2024年秋に保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する関連法が成立いたしました。マイナンバーをめぐって様々な問題が発生しております。以下の表は、5月22日時点で表を作っております。参考をお願いをいたします。慎重に進めれば避けられたであろう失敗の数々ですが、政府はトラブル山積であるにもかかわらず、保険証の廃止に邁進しております。6月12日、岸田総理は、参議院の決算委員会で、なぜ紙の保険証を廃止する必要があるのかという質問に対して、幾つか理由を述べましたが、その一つとして様々なデータの活用の幅がより広がっていくことを理由に挙げました。個人の幅広い情報を集積、提供、共有することをプロファイリングと言うそうです。このプロファイリングこそマイナンバー制度導入の最大の狙いです。意味は犯罪、事件の捜査の分析をするデータのベースのことで、様々な個人情報をもひも付けるマイナンバーカードには、券面とICチップにマイナンバーと四つの基本情報、氏名、住所、性別、生年月日と顔写真が表示されております。これだけでも大切な個人情報であり、紛失、盗難などによる情報の流失が心配されます。更に、それからその数は将来には約300件をマイナンバーにひも付けるといいます。そこでお尋ねいたしますが、質問1、政府は来年、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する方針です。カードをなくした人や取得していない人が保険証の廃止後も必要な保険診療を受けられるように資格確認書

を発行するといいます。この資格確認書は、これまで国民健康保険証が町から郵送されてきたのと違い、本人からの申請が必要であります。申請が困難な人もいます。また、申請が必要なことが分からないまま、有効期限の切れた保険証を持ち続ける人も出るのではないかと思います。対応はどのようにされているのかお尋ねをいたします。二つ目には、厚労省の資料には、保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できることとするとありますが、保険者である海田町では、何をもって必要かそうでないかを判断するのでしょうか。また、この間のトラブルで、マイナンバーカードで本人確認ができず、10割を支払ったケースがありましたが、資格確認書が入手できず、医療機関で10割を払わなければならない事態も想定されます。こういうことも決して起こしてはなりません。そこで伺います。マイナンバーカードのあるなしにかかわらず、被保険者であれば医療にアクセスできるのが当然です。広島県とともに国保の保険者である海田町はどのような対策を検討されているのでしょうか。お尋ねをいたします。三つ目には、現在、マイナンバーカードの人数と取得率は何人と何パーセントですか。四つ目には、そのうち、医療デジタルトランスフォーメーション、医療DXのひも付けは何人ですか。五つ目には、不安で医療DXを取り消し、または返却された方は何人ですか。六つ目にはマイナカードの取得者に不安を与えておりますが、その対策や解消はどのようにお考えですか。七つ目には、岸田総理は6月13日にマイナンバー総点検を自治体に指示いたしました。どのような総点検をしているのかお尋ねをいたします。

二つ目には、海田東地区拠点整備基本構想案についてお尋ねをいたします。7月3日から4日、海田東公民館再整備特別委員会で愛知県に視察研修させていただきました。研修の結果は報告書と7月24日の委員会で報告させていただきました。どの研修先も、小学校や中学校を中心に複合施設へ有効な土地利用と、一つ目には学びの場、二つ目には活動の場、三つ目には交流の場として位置付け、学校と交流館（公民館）と施設を一部共有することで有効利用をしております。共有する施設は、屋外運動場、多目的ホール、児童センター、調理室、音楽室、美術室、実習室、駐車場など併用されておりました。まさに、海田東地区拠点施設整備基本構想について総合的に進める必要があると学びました。特に、海田東小や海田小はいつコンクリが剥離し、落下するか分からない状況です。経年劣化が進み、耐震補強だけでは対応できない状況です。議会も東公民館だけを特別扱いをすることは問題があると指摘しなければなりません。なぜなら、6月23と27日、東公民館視察後、館長から説明を受け、現場の現状も私は見ましたが、外観

も内観もきれいで、昭和50年に建設した建物とは思えない、建物の亀裂も剥離もひび割れもありませんでした。一部塗装の劣化が見えましたが、床も壁も天井も染みも汚れもなしできれいでした。そこでお尋ねします。質問1、東公民館基本構想素案は教育費に修正をされ、特別委員会まで作りましたが、もっと最優先する危険極まりない二つの小学校があります。耐震補強が済んだものの建替えが必要であり、その素案を今年度で計画設定されると思いますが、特に東小は、東公民館や町民センターやプールと合わせて複合施設として活用すればより安価で利便性が高く、より町民にサービス提供ができると思いますが、どのような考えですか。お尋ねをいたします。二つ目には、これまで令和5年の2月27日開催の全協での説明で、そのときの財源は単独整備の場合は事業費約46億8,000万円と提示されました。複合施設の場合の事業費は32億5,000万円とあり、一般財源は14億3,000万円の減でいろいろ調整して12億2,000万円の節減効果とありました。国土強靱化の補助がどの範囲まで適用されるのか、当初予算のときと現在の国土強靱化の補助が公民館建設に適用されるのかされないのか、素案の段階で今は関係ないのか、また、当初の海田東地区拠点施設整備基本構想のエリア案との関係で現在はどのように変わっているのかお尋ねをいたします。

三つ目には、子ども医療費補助拡大についてお尋ねをいたします。0歳から18歳までの継続した子育て支援、経済的な負担軽減を求めます。令和5年7月4日の県議会では、意見書、こども・子育て政策の推進を求める意見書、令和5年6月定例議会で採択をされております。内容は省略させていただきますが、国と地方が一致団結して、全力で少子化対策に取り組むことが不可欠であるが、その際には地域の実情に応じて、多様な主体の参画の下、それぞれの地域が有する資源を最大限に活用しながら、こども・子育て世帯を地域全体で支えるための取組を推進していくことが重要であるとしている。また、広島県は国に要望してみるものの、県としては18年間制度拡充を行っておりません。県内の市町においては、自治体の努力で23市町の全てが県の制度を上回り、更に、昨年度は多くの市町が対象年齢の引上げや一部負担をなくするなど努力をしております。海田町も18歳までの医療費の無料化を再々再要求しますが、できるのかできないのかお尋ねをいたします。

最後、子ども給食費の無料化を求めます。学校給食法によると、給食も教育の一環であることが明記されております。つまり、国語や算数と同じように心も体も豊かに成長・発達するためには欠かすことができない柱の一つということです。憲法で保障されてお

る義務教育はこれを無償とするという範疇に、教科書代だけでなく給食費も当然含まれております。総務省統計局の小売物価統計調査より2023年2月と、家庭における教育費に重くのしかかっています。更に、多子世帯をはじめ、この間のコロナ禍による経済の悪化や物価の高騰など、子育て世帯にかかる経済負担が大きくなっております。こうした中で、2022年度、全国の小中学校の給食を実施する1,600の自治体の約3割、451の自治体は何らかの形で無償化に踏み出してしております。海田町でも実施してはどうかお尋ねをいたします 以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問の4点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、マイナンバーと健康保険証などについての質問でございますが、質問1及び質問2については、国民健康保険においては、現在、国の動向を踏まえつつ、広島県全体で検討課題を出して対応案を検討し、国へ確認及び要望する予定となっております。被保険者が切れ目なく保険医療を受診できるよう、広報誌、ホームページ等で制度の周知を行うとともに課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。次に、質問3については、令和5年8月20日時点で2万4,621人、80.1パーセントとなっております。次に、質問4については、国民健康保険については令和5年7月19日時点で約6割の2,577人となっております。次に、質問5については、不安不信感によるマイナンバーカードの返納者は6名となっております。次に、質問6については、窓口や電話での住民の方からのお問合せに対して、不安払拭のため、一つ一つ丁寧に説明し、対応をしております。次に、質問7については、各省庁から実施機関に対して個人情報とマイナンバーのひも付けの方法について確認が行われました。その結果を踏まえ、個人データの点検が必要なケースの整理が行われる予定となっております。

続きまして、海田東地区拠点施設整備基本構想案についての質問でございますが、1点目については、令和4年度の地区拠点施設整備基本構想の策定と同時期に実施した海田小学校本館及び海田東小学校本館老朽化詳細調査により、改築のほうがより効果的であるとの結果でした。これを受け、地区拠点施設と海田東小学校本館の改築を同時に実施する手法として、地区拠点施設と校舎の複合化により事業費を抑制するとともに、地域住民と児童が同じ建物を利用する効果を生かせれば、より良いサービスが提供できるものと認識しております。次に、2点目の財源については、公民館を地域交流センター

として位置付ける必要はございますが、立地適正化計画に基づく事業を対象とする社会資本総合交付金を想定しております。また、地方債については施設の複合化や集約化を対象とする公共施設等適正管理推進事業債を想定しております。整備の方針が決まりましたら、これらの財源の活用について、改めて整理してまいります。

続きまして、子どもの医療費の18歳までの対象年齢の引上げと無料化についての質問でございますが、対象年齢の引上げや一部負担金の無料化は広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金の対象とならず、全額町の負担となるため継続的に財源を確保する必要があります。まずは、通院の対象年齢を令和6年1月から中学校3年生までに引き上げ、その後、医療費の動向や他の事業費等の見直しを検討し、更なる対象年齢の引上げや一部負担金の無料化については、子育て施策全体の中で総合的に判断してまいります。また、子ども医療費については国の責任において全国一律の医療費助成制度を創設されるべきとの考えは変わっておりませんので、引き続き、町村会を通じて強く要望してまいります。

それでは、4点目については教育委員会から答弁いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）佐中議員の質問に答弁いたします。給食費無償化についての質問でございますが、国や周辺自治体の動向に注視しまして、調査研究を行ってまいりましたが、財源の確保を考えますと、現時点での無償化は困難でございます。引き続き調査研究を行ってまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まず、マイナンバーカードと国保証についてお尋ねをさせていただきます。先ほども言いましたけども、マイナンバーカードは基本情報、氏名、住所、性別、生年月日、顔写真、これがマイナンバーカードに採用されておりますが、これだけでも大切な個人情報であり、紛失、盗難などの情報の流出が心配をされます。そこで伺いますが、マイナンバーカードのあるなしにかかわらず、被保険者であれば医療にアクセスできるのが当然です。広島県とともに、国保の保険者である海田町はどのような対策を検討をされているのでしょうか。まず、最初にそれをお尋ねいたします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）海田町におきましても、海田町だけではなく広島県全体の問題になり

ますので、広島県全体で課題等を出して、対応を今検討し、国に強く確認、要望等するように今準備を進めているところです。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私どもは、マイナンバーそのものは有効的に使えば非常に合理的でもあるし、事務の簡素化もできるし、能率も上がっていくんですが、しかし、政府が狙っているのは、目的は先言いましたような非常に個人の生活、プライバシーに関わる問題を調査研究しながら、そこにひも付けをする、最終的には300ぐらいのそういうひも付けがあるわけですね。300いうてもぴんとこんですが、医療費だけでも見ても、医療DXで保険や医療、介護、疾病の発症予防、受診、診療、治療、薬剤処方、診断書の作成、あるいは診療報酬の請求、介護、あるいはケアとか、地域の医療連携、研究開発等によって位置付けられておるわけです。これだけのデータが国保と、あるいは医療保険に関係すると大きな問題が、例えば漏れた場合は非常に個人にとって不安であるし、もう安全ではないわけですね。こういう場合について町としてしっかりその問題を県とやるという答弁がございましたけれども、全国的には、もうこれを強行的に基本からやり直すと、再点検をする、再々点検もするところまで出ておりますが、海田町ではそういう問題は起きていない、あるいは今までのそういう記載した点を間違いがないという、そういう観点でやっておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）先ほどのプライバシー等に関わるようなひも付けであったり、情報漏れであったり、町でそういったことはまず起きていないかということにつきましては、海田町については今のところそういったことは起きておりません。ただ、日々、その保険証のひも付けが本当に結び付いているのかというようなお問合せ等がありますので、そういったことに対してはスマートフォンで確認できる方についてはそういった対応方法、できない方については役場に来ていただきまして、実際に御本人さんとマイナポータルに入って、情報がちゃんと確認できるというところについて確認をしているところです。あと、情報の漏えいにつきましては、マイナンバーは暗証番号が必要であったり、暗証番号を数回間違えるとロックがかかります。また、情報を見ようとすると、中のチップが壊れて見れないような形にもなっておりますので、そういったところからも情報漏えいについては、皆さんに、安全というか、そういったところをお伝えしていこうと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最後にお尋ねいたしますけれども、全国的にこういう打ち間違い、入力間違いで10パーセント支払いしたところがあったり、その処方箋で間違ったところがあったり、あるいは同姓同名で違いがあったりしたことがあるわけですね。そういう例がかなりの数があるんですが、そこで伺いますが、マイナンバーカードあるなしにかかわらず、医療に正確にアクセスをするのが当然ですが、海田町ではそういう問題が起きてないから放置しとるといふか、点検をしておるのかどうか、発生しないというそういう状況で判断をしているのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）海田町におきましても、現在、先ほどの答弁にもございましたが、情報のひも付けを行う点検等が来ておりましたので、それは情報のひも付けを行う各省庁から各事務担当の部署に行っておりますので、そこで点検等をしているところです。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。マイナンバーカードはこれで終わりますけれども、次の2番目は最後に回していただいて、子ども医療費の拡大について、助成について、今、来年1月から補助、拡大するという、これは非常に喜ばしいこととは思いますが、県内の23市町において、高校まで医療費の拡大を対象にしてやっている自治体が過半数を超えていますね。海田町はそれをなぜできないのか。財源はないとは私は言いません。あるんですよ。財政調整基金は余ったからためるといふお金ではなくて、必要なときに必要な金を使うために財政調整基金として積み立てておるんですね。私、70越して、80近い年齢ですが、ずっと税金を払っている。その税金が余ったのが財政調整基金、そのほかの基金もありますけれども、今使わなければ、必要なときに使わなければ、私は明日死ぬか、今年死ぬか、その財調を30億近く残している、遊ばせて塩漬けにしておるのはちょっと間違いだと思ふんです。生きとるうちに生きたお金を生き生きと使う方法が本当の自治体のやり方だと思います。そういう面では子ども医療費の補助拡大について、よその町が過半数を超すまでやっていますから、海田町でできないことはないんですが、その辺はどう考えるのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）財源等の関係でございますが、町長答弁にもありましたように、対象年齢の引上げ等は全額町負担となり、一時的なものではなく継続的に財源を確保する

必要がございます。ですので、まずは通院を中学校3年生まで拡大することによる医療費の動向や財源確保のため、他の事業の見直し等を検討し、総合して判断してまいりたいと考えております。また、他の市町との差というところでございますが、拡充については子育て支援施策の中で総合的に判断のほうを行ってまいりたいと考えておりますが、市町によって子どもが受ける医療サービスに差が生じることは適当でないと考えておりますので、全国一律の医療費助成制度の創設を国の責任において早期に実現するよう、引き続き、町村会を通じて強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）子ども医療費は保護者にとって非常に負担が多い場合があるわけです。特に、1回行ったら終わりということはないわけで、子どもが疾病にかかったら何回も行くという状況が出てくるわけです。その負担が多いから、私は子ども医療費の助成拡大、よその町がやっていますので海田町でもそれができないことはない、このように考えます。6月27日ですが、共産党の県会議員、あるいは地方の議員がまとめて、県にそのことを要望いたしました。県の回答は、国と調整しながら、あるいは町村会のそういうところで会長とも相談をしながら前向きに検討するという回答がございましたけれども、海田町にとって将来を担う子どもに健やかでいつでも医療が受けられる、こういう状況が安全で安心なまちづくり、子育てしやすいまちづくり、これに一番の町長が言う、一丁目一番地だと思うんですが、その辺はどうなのか、町長の基本的なお考えをお尋ねいたします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）議員御指摘のように、乳幼児医療費、保護者の方にとっては大変有益なものであろうかなとは思っておりますが、乳幼児医療費の対象拡大につきましては、先ほども申し上げましたとおり、子育て支援施策の中で総合的に判断してまいりたいと考えております。子育て支援につきましては子育てしやすい町になりますように、乳幼児医療費以外のところでありまして、ネウボラ事業でありますとか保育所整備事業など総合的に取り組んでいるところでございますので、そういった部分で子育てしやすい町を実現するよう政策のほうを行っているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）時間の問題で、配分を考えての発言をしていますが、医療費の問題、非常に他の町から転勤や転入したことによって、不満が何人か出ておるんですね。どこで

も同じような医療体制、これを作っていくのが自治体のお考えだと思うんです。それを海田町だけ、あるいは安芸郡、熊野が一番遅れていますけれども、より以上に住みやすいまちづくり、特にこの大都市に近いまちづくり、率先をしてやるべきだというように考えますが、どうなんですか。その辺は政治的な判断が必要です。部課長ではなかなか答弁が難しいところがあると思うんですが、その辺は町長、副町長はどのようにお考えですか。お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）先ほど、こども課長が答弁いたしましたとおり、町の子ども子育て支援施策については総合的に様々な方面から検討しております。もちろん、医療費の助成については非常に子育てに有益な施策であるという御意見も承知しておりますし、ですので、段階的に拡大をしてきているところがございます。そのあたり、バランスもとりながら、ソフトの部分、それから金銭的な支援の部分、そういったところのバランスととりながら子育て支援を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）是非、子どもの医療費の拡大、本当に保護者にとって安心して子どもを育てるまちづくり、一番の基本だと思うんですね。是非そういう方向で進めてもらいたいし、今、副町長の答弁でおおむね町の方針分かりましたけれども、もっと強力で県と合わせて、県におられたんですが、18年間、国保に対して支援をしてないんですね。全国でも18じゃなくて、20なんぼかな、20ぐらい国保に支援をしてないんです。広島県は18年間してないんですね。それも合わせて広島県から助成を求めるような、国保に対して、やり方、要求、施策、これが必要だと思うんです。そういう考えを、広島県の知事に求めんかったらできんわけです。これはどうなんですか。それ、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）県の施策についても町の施策についても同様かとは思いますが、議員が御指摘のとおり、これはどこに住んでいても同じような医療費の助成というのは本来求められる姿だろうと思います。ですので、県としてもそうですし、継続的にしておりますし、町としても町村会を通じて国に対してしっかりと医療費の助成拡大を求めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。是非、進めてもらいたいと思います。

次に、小中学校の給食費の無料化についてお尋ねをいたします。政府は3月31日に少子化対策のたたき台として正式に発表いたしました。小中学校の給食費の無料化、これはたたき台として、今、無料化を正式に発表いたしました、いつからするとは言っておりません。これは2023年の6月の骨太方針で発表するそうですけれども、こうした面から見ると、学校給食費の無償化に向けて給食実施率や保護者負担軽減策など実態を把握して、かなりの整理を6月まで行う計画のようですが、小中学校の給食費の無料化のその対策の計画は現在は実態はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）町の実態調査ということでよろしいでしょうか。教育長のほうからの答弁にもありましたように、現状としてはコロナの対策によって食材費等の高騰に係る補助という形で、現状、今年度も繰越しをして予算を組んでいる状況でございます。それ以外の給食全般に係る給食費相当分につきましては、保護者をもってお願いをしているところございまして、今後も財源の確保等の見通しが立つかどうかというところを目途に、実現可能性に向けて調査研究しているのが現状でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）聞くのは、2023年の6月の骨太方針、これ、政府が各学校の給食費の無償化に向けて、課題の整理を6月まで行う計画という方針を出しておりますが、これに対して実態はどうなっているのか、これをお尋ねしておるんです。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）申し訳ございません。国の方針というところでございますけれども、同日に令和5年6月13日付で、こども未来戦略方針というものが出されておまして、その中で述べられているものが1年以内に調査をした上で公表すると、それをもって法制化に向けて検討していくというふうなことが述べられておりますので、23年6月の時点では調査をするという方針が決まったというところまで述べられているというふうに認識をしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。それでは、2番目に質問した、今の海田東地区拠点整備基本計画についてお尋ねをいたします。この計画で、今年の2月27日、全協でこの説明がありましたが、学校を含めて海田東地区拠点整備ということを発表され、海田小学校は別として、東の小学校はこれに含まれておるわけですね。その結果、海田東拠点整備

の中に、公民館が、東の公民館ですね、これも併せて計画はあったのに、これを修正案を出されて、予算が教育費に回った。そのために海田東地区拠点整備の全体のエリアから、公民館はこのままで建て替える方針のように、私は感じているんです。そうでなくて総合的に考えて、国土強靱化の補助率を上げながらやっていく方向が一番いいのに、それが抜けてしまったために大きく財政的に影響を与えているのではないかというふうに思うんですが、その辺はどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）令和5年2月27日の全協でお示しをした複合化案でございますけれども、やはり施設の複合化になりますと、効果と課題とそれぞれがあらうかと思えます。その課題のところを議員の皆様方が御心配をされて予算のほうも修正となり、本年度になって調査もしていただいております。その結果を受けまして、執行部のほうで改めて検討をいたしまして、財源等も含めて検討をし直してまいりたいと考えております。複合化でお示しをしました財源などの程度まで活用できるか、改めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと確認しますけども、海田東地区拠点整備で公民館を教育費に回して、そのエリアからその拠点整備の中に別扱いとなるのか変わらないのか、あるいは未定なのか、どちらになるのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員の皆様方が調査されるに当たりまして、執行部のほうから6月29日付けで提出させていただきました資料にも記載をしておりますけれども、公民館の建替えだけになりますと、交付金の対象にはなりません。あと、地域交流センターとしての位置付けをいたしまして、より地域の方々が交流できるようなことを目的とした施設とする必要がございます。エリアのお尋ねもございましたけれども、この度は立地適正化計画に基づく交付金のほうを活用を予定しておりますので、都市機能誘導区域からその整備場所が外れるとかいうようなことになりますと、こうした交付金のほうは活用できなくなるものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと理解しにくいところがあるんです。それは今説明を聞きまして、概略は分かりました。けども、今の海田東地区拠点整備の中心になっているのが東の

小学校、公民館、それから、町民センターとかプールの跡地、プールは現在使っていますが、そういうところが含めて海田東地区拠点整備、あるいは新しい畝橋、それから、浸水のポンプの改良、それから、安全・安心のまちづくりとして道路、あるいは地域のそういう防災の関係、これらも含めて国土強靱化の対象になって、第5次総合計画、マスタープラン、それから、地域の立地計画であるとかあるわけですが、その中で国土強靱化、最大限それを利用したら2分の1補助が出るんですね。公民館を別建てにしたら、これはどうなるのか。今の計画からちょっと外れて、令和3年度から5年間は国土強靱化のこの該当になって、1年延びたという話も聞きましたが、この間に計画をし、素案を作って、実施計画まで行くまでの認可もらったら、2分の1補助が出る。そうじゃなかったら、通常の補助しか出ないというように思うんですが、これはどうなんですか。そこら辺はもうちょっとはつきり聞きたいと思うんですが、それどうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、想定をしております交付金につきましては、立地適正化計画に基づきまして、都市再生整備計画、建物の計画ではなく立地適正化計画の東部地区のまちづくり、そのエリアとしてのまちづくりに計上される施設整備ということで対象となるものでございます。こちらの交付金につきましては、補助交付金の制度上、期限があるというふうなことは把握はしておりませんが、どちらにいたしましても、現在、策定しております都市再生整備計画にこの地区拠点、公民館の再整備を交付金に合うような目的で計画に盛り込む、こういうことで交付金の対象となるものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今一ちょっと分かりにくいんですが、国土強靱化の補助を最大限利用することが一番の大きな問題だと思うんです。これを提案されたのに、企画から、まあ総務費ですね、総務費から教育費に回したことによって、大きな補助の対象が下がってくる、このように私は思うんですが、そこら辺はどうなんからお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）予算計上した費目というよりは、どういった建物を整備するかどうかのところだろうと思います。現在、議会のほうで調査をしていただいているその複合化の結果を受けまして、また執行部のほうで検討をいたしまして、どのような交付金が活用できるのかといったことは改めて検討してまいりたりと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）2月27日に出された案でいくと、あそこで修正がなかった場合は検討されて早く実施できたと思うんです。東の公民館も含めて、東小学校、もう待ったなしというのは、そこに出てくるわけですが、そうすると、そのほうが早くて安くて使い勝手が良くて、コミュニティも含めて集合ができる、そういうように私は頭の中にもうたたき込んでしまって、そうしか考えて思えんのですね。教育費に回したために、その海田東地区拠点施設計画は風穴を空けられて補助率が下がってくる、非常に大きな問題だというように思うんですが、そこをちょっと明確に、計画の段階、素案の段階、構想の段階では難しいかもわかりませんが、そこが一番中心のところですよ。私は公民館も小学校も同じように出された、四十何億でしたかね、これの対象になれば非常に有難いと思うんですよ。ところが、そのために大きな損失を、もらうものを、あるいは利用できるものを利用できないような状況になってくる。資料を出しましたけれども、海田東小学校と地区拠点施設の単独整備の場合と複合施設の場合の差の、町としての、どういうんですか、実質の節減というんか、これを14億3,000万の減というそういう資料がありましたが、当初、この計画でやればこのように済んで、公民館だけ引き抜いてしまって、単独でやろうとする、研修に行っても、いいところに行っても、海田町には適用できないというようなそういう報告が結論としてまとめてあるんです。私はそうじゃなくて、海田東全体を見ながら土地も買うところは買って、それが町民のためになる。財源については、窪町のほうにいっぱい普通財産として残しておく。そこら辺も利用しながら財源を確保しながら、東のほうの安全やそういうコミュニティや、小学校もそうですし、公民館もそうですし、総合的に進めることができると思うんですよ。これが崩された感じがしてなんのんですが、その辺はどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）御指摘のとおり、公民館の再整備、学校の再整備、手法によって財源のほうは大きく変わってこようかと思えます。先ほども答弁いたしましたが、公民館の単体での、公民館の建替えになりますと、起債が発行できますが、交付税措置はございませんので、全て町の負担ということになります。現在、想定しております立地的適正化計画に基づく交付金を活用しますと、対象事業の範囲内では約50パーセントの交付金が見込まれております。その中で集約化を図る図らないで、その交付金の残りの部分に発行する起債の交付税算入率が約2割のものが、複合化による集約化を図ることで50パーセント措置まで拡大をされます。そういった整備する施設によって財源のほうは変わ

ってまいりますので、今後の検討の中でその辺も含めて整理をしてみたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。この前、視察をさせていただきました。時間があんまりなかったのですが、私は後ほど担当者に電話でお尋ねをしたんですが、豊田市に行かせていただきました。そうすると、議会はですね、複合問題について、地域拠点整備活性化特別委員会を作っておるですね。あるいは、公共施設機能検討特別委員会を作って8億円の減額になったという説明を担当者から聞きました。それから、高浜市は公共施設在り方検討委員会特別委員会ということで、公民館でなくてそういう、あるいは小学校だけじゃなくて、全体のことで計画を作っている、認可を受けて許可をもらって安くできておるんですね。私は、非常に海田町のやり方は拙速過ぎる、もう無駄なお金を、もらうものももらえないような状況になってきとる。改善をする必要があるのではないかなという感じですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）御指摘のとおり、現在、東公民館の再整備と東小学校の本館の建替えを検討しておりますが、この次には海田小学校の本館も対応が必要となってまいりますし、その後も様々な老朽化した施設もございますので、施設整備を実施するに当たりましては、できるだけ有利な財源を効果的に活用できるよう、十分に研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）学校についてお尋ねします。二つの学校、非常に危険な状況にあるわけですね。同時に進めていくのかどうか、スケジュールを1年目、2年目から5年目と、スケジュールは出ておるんですが、海田小学校、海田東小学校、これを、古くていつ剥離するか分からない、落下するか分からないような状況ですが、これは同時に進めるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）現状の長寿命化計画等の中では、やはり、財源の平準化というところを考えていけないといけないのが、大元がありますので、数年やはりずらした後、今回で言えば、海田東小学校を先にして、そこから数年後に計画等を、海田小学校について行っていくというふうな段取りになろうかというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）東小学校を先にやって、その後、第1次小学校、第2次海田小学校という、そういう想定で複合も東は含めて考えておるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）町長答弁、それから先ほど企画部長の答弁にもございましたように、今後の議会のほうで作られている特別委員会等の方向性を踏まえまして検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）複合であれば、今の拠点整備、あるいは国土強靱化の対象になるんです。それに合わせるように、間に合うように要求したいと思いますが、その答弁をお願いします。

○議長（桑原）時間がまいりましたので答弁はできません。

説明員入替えのため暫時休憩をいたします。再開は14時15分。

~~~~~○~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開します。一般質問を続行します。4番、小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。今回、2項目にわたってお尋ねをさせていただきます。

まず初めに、こども誰でも通園制度についてお尋ねをいたします。国が6月13日に、子育て政策の基本的方向性を示し、全ての子ども子育てを切れ目なく支援するこども未来戦略方針を掲げ、2024年度から3年間を少子化対策の集中取組期間として加速化プランの実施を明記いたしました。このこども誰でも通園制度は親の就労の有無にかかわらず、保育所などを時間単位で柔軟に利用できる仕組みを構築するもので、未就園児の親の育児負担の軽減や孤立化を防ぐのが目的です。既に全国31自治体の50施設で順次始められております。そこで、本町においての現在の取組と今後の取組についてお尋ねをいたします。1点目、保育の対象となっている親の一月15日以上かつ1日4時間以上の労働規定は緩和あるいは変更されるのでしょうか。2点目、0から2歳児の受入れについて、保育士の確保も含め、どのように対応していくのでしょうか。年子の場合の退所に

ついて規定を撤廃されるのか変更されるのでしょうか。また、違った対応をお考えでしょうか。3点目、障がい児への対応はどのようになるのでしょうか。

次に、マイナンバーカードの現状と活用についてお尋ねをいたします。国の主導により推進されてきたマイナンバーカードの取得について、現状、本町において取得率ほどのぐらいでしょうか。また、自主返納された方はどのくらいおられるのでしょうか。今後、取得したマイナンバーカードの活用について、マイキープラットフォームの活用を含め、どのような取組で町民の暮らしを豊かに、また、便利にするお考えでしょうか。7月末に総務建設委員会で県外視察に伺った姫路市では、申請書自動作成サービスを導入し、申請書を複数枚取得する場合や文字を書くのが苦手な方、困難な方に配慮した取組をされておりました。本町でも同様のサービスをまずは新庁舎と海田東公民館に導入されてはいかがでしょうか。また、マイキープラットフォームの活用は今後どのようなものをお考えおられるのでしょうか。例えば、図書館サービスの充実として、貸出券は希望者にのみ発行し、貸出券番号や有効期限等は電子交付により通知をしたり、マイナンバーカードによる図書館利用登録者には貸出し上限冊数を増加するなど、本町でも検討してみたいはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問に答弁いたします。まず、こども誰でも通園制度についての質問でございますが、1点目の保育対象の変更につきましては、現在、こども誰でも通園制度について、国において本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会を立ち上げ、2024年度の試行的事業の実施方針を取りまとめることとなっております。そのため、今後の国の動向を注視しながら対応してまいります。2点目の0から2歳児の受入れ、年子の育児休業に伴う退所については、第3期子ども・子育て支援事業計画の中でニーズ把握を行うとともに、民間事業者の受入れ体制を考慮しながら、保育サービス全般の中で判断をしてまいります。3点目の障がい児への対応につきましては、児童の発達や障がいの状況、保護者のニーズに応じ、児童にとってより良いサービス利用につながるよう相談支援を行っております。また、身体障害者手帳などを持つ児童や発達障がいのある児童を受け入れる保育施設等については、保育士を加配した場合、円滑な運営ができるよう補助金の交付を行っております。

続きまして、マイナンバーカードの現状と活用についての質問でございますが、1点目については、令和5年8月20日時点の交付率は80.1パーセントとなっております。ま

た、自主返納された方は、不安による理由の方が6名、それ以外の理由の方が1名、合計7名となっております。次に、2点目のマイキープラットフォームを利用したマイナンバーカードの活用につきましては、現在はコンビニ等による証明書の交付、総合申請システムを導入しています。また、新庁舎においては各種証明書の発行や転入手続きにマイナンバーカードを利用した申請書自動作成サービスを導入いたします。これにより基本情報の記載が不要になること、必要書類に情報が印刷されプリントアウトされること、関係課に事前に情報が伝わり、待ち時間が短縮されることなど、住民サービスの向上につながると考えております。新庁舎の本格稼働に向け、8月1日から現庁舎で証明書の交付を試行運用しているところでございます。御提案の海田東公民館への導入や図書館サービスの充実など、マイキープラットフォームの更なる活用につきましては、庁舎内デジタル化推進会議において、県や広域都市圏の各自治体の動向も注視しながら検討をまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）では、再質問をさせていただきます。初めに、こども誰でも通園制度についてでございますが、これ、本格的運用は2024年度から3年間ということですので、本町ではまだかなと思って、この通告書を出させていただきましたけれども、やはり答弁でも今後の国の動向を注視しながら対応してまいりますということですので、今現在は考えておられないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）町長答弁にもございましたとおり、こども誰でも通園制度につきましては、新たな通園制度としまして、国において本格実施を見据えた試行的実施の在り方に関する検討会を立ち上げ、来年3月頃に、2024年度の試行的事業の実施方針を取りまとめるスケジュールが示されておりますので、今後、国から詳細が示されると思いますので、その制度等をよく確認しながら対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）恐らくそのような答弁が返ってくるのではないかなというふうに予測をしておりましたが、通告書にお示しいたしましたとおり、既に全国31の自治体は実施を開始しております。自治体への対応は国としては一律であると考えますので、2024年度から3年間という取決めはどこの自治体でも一緒だと思うんです。ですが、既に50施設では順次開始をされておるということは、これに先駆けて何らかの方法を考え、そして検

討し、実施をしておる自治体があるというのも事実でございます。ですので、町長の施政方針等、また出馬等に当たってもありましたように、この海田町ではネウボラを先進的に進めてきたところでございますので、是非ともこのこども誰でも通園制度を先駆けて実施をしていただきたいなという思いも込めまして、今回、この通告書を出させていただいたわけでございます。しかしながら、この答弁を見ますと、国が動いてから動きますという御答弁でございます。これは子育て政策をうたっている海田町にはとても似合わない答弁ではないかなというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（下野） 現在、実施されていらっしゃるところにつきましては、保育に余裕がある箇所でされているという形になろうかと思っております。保育所に入所できない方につきましては、現在でも一時預かりや一時保育といったところで、リフレッシュで活用ができること、そういったところも周知のほうをさせてもらっております。また、かいた版ネウボラにおいて定期的な面談を行うとともに、ひまわりプラザ等でつどいの広場など、気軽に相談できる場の提供を行っております。そういった部分で入所されていない方への対応のほうを現在考えているところでございます。

○議長（桑原） 小田議員。

○4番（小田） 今、こども課長のほうから入所、通園ができない子どもさんというふうにございましたので、そこ、もう少し聞かせていただきますけれども、現在もマンションや戸建て住宅が増えておる中で、これから小さな子どもさんが増えていくのではないかなということが簡単に予測できると思うんです。その中で今でも行けていないお子さんには、一時預かり等で対応しているという御答弁でございましたが、これで十分だというふうはこの海田町ではお考えなのでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（下野） すみません。表現がちょっとおかしかったかもしれませんが、現在、待機児童のほうは、発生はしておりません。ですが、0、2歳児につきましては、なかなか入所定員のほうもいっぱい、結構厳しいものが今後あるかなと思っております。そういった部分も含めまして、今後、第3期の子ども子育て支援計画の中で、ニーズや需要量等の見込みを図っていきまして、そういうところで対応のほうをしていきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）ぎりぎりのところで、今も幼稚園、保育所が運営されているのは存じ上げております。それでは足りないのではないかとというふうに考えます。しかし、今回はこども誰でも通園制度で通告書を出しておりますので、そこには深くは触れずにおきますけれども、足りないのではないかとというふうに考えているということだけお伝えしておきます。このこども誰でも通園制度がなぜ重要なのかというところでございますけれども、通告書でもお示しいたしましたとおり、未就園児の親の育児負担の軽減や孤立化を防ぐというのが大きな目的でございます。そこは承知の上だと思いますけれども、なぜここが大事かという、これが深刻化していくと児童虐待につながって子どもの命を落とすというところに至るのを防ぐためにこの制度が作られて、多くの自治体でも既に実施をされておるというところが、現状があるというふうに考えております。子育て施策全体でそれを補っておるという御答弁でございましたけれども、是非ともこの国の動向を待つのではなくて、先進的に進めていただきたいというのが本音でございますので、子育てをするなら海田町でというふうに町長が示しておられるのであれば、これは是非とも国に先駆けて行っていただきたい取組であるというふうに考えますが、再度、御答弁を願います。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほど、課長のほう、答弁いたしましたように、第3期のこども子育て支援事業計画については、9月議会のほうに補正予算を計上させていただいております。こちらのほうで議決をいただきましたら、早急にアンケート調査に入ります。そのアンケート調査の中には、妊婦さんをはじめ、子育て世帯全員の方にアンケートを行ってまいりますので、そのあたりをしっかりと踏まえていきたい。また、教育保育施設、民間事業者の方が多くこの保育事業のほうに関わっていただいております。民間事業者の受入れ体制、それにはやはり広さであるとか保育士の確保等がかなり重要になってまいりますので、教育保育事業者の皆様方の御意見をしっかりと踏まえながら、計画に基づいて進んでいきますので、そのあたりも踏まえまして国の動向をしっかりと注視し、この制度についてもしっかりと検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）では、そのようにしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

2点目の0から2歳児の受入れの年子の育児休業に伴う退所については、民間事業者の

受入れ体制を考慮しながら保育サービス全般の中で判断してまいりますという御答弁でございましたけれども、確かに0から2歳児は人数も制限をされて、保育士の数が足りないというのも現状も承知をした上で、こういった質問をさせていただいておりますが、民間事業者の受入れ体制も重要だとは思いますが、保育士そもそもの処遇改善も必要なのではないかなというふうに考えますが、そのあたりはどのように考えておられますか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（下野） 保育士の確保、処遇改善等につきましては、保育士確保対策事業を行っておりまして、保育士が継続的に確保できる、確保する私立保育所及び認定こども園に対して1、2歳児受入れ促進事業でありますとか保育体制強化事業、保育補助者、雇上強化事業のほうを行っておりまして、保育士の確保、民間事業者様の保育士の確保に対しまして補助のほうを行っているような状況でございます。

○議長（桑原） 小田議員。

○4番（小田） では、町立保育所に限ってはどうでしょう。今、私立保育所、また認定こども園というふうにおっしゃいましたので、町立の保育所も町内にはございますが、それに対する保育士の処遇改善は考えておられないのでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（下野） 町立保育所につきましては、職員、正職員につきましては一般職と同じように昇給のほうをしております。また、会計年度職員に対しましては、保育士の経験年数によって単価が上がるような形で対応のほうをしております。

○議長（桑原） 小田議員。

○4番（小田） それでは処遇改善をされていないものというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） 町立保育所の会計年度の保育士さんにつきましては、町内の他の私立の保育所さんとの処遇等々も併せまして、対応しているところでございます。

○議長（桑原） 小田議員。

○4番（小田） 以前、別の議員さんも一般質問されたように、他の市町であればもう少しもらえるのであれば、そちらで働きたいと思うのがその考えだと思うんです。なので、町内の保育所また幼稚園で保育士が足りないというのは、そこら辺にも問題があって、保育士の確保が困難なのではないかなというふうに考えますので、本当に我が子1人見

るのでとても大変なので、保育士さんの処遇改善も是非ともしていただきたいというふうに考えますが、その点については今言われたようなお考えしかないのか、それとも今後、保育士確保のために考えていただけるお考えはないのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）保育士確保については町立も私立のほうも同様に保育士の確保が必要となります。全体の中で民間事業者の御意見も踏まえながら、現在のところは定員に対して保育士も確保していただいている状況でございますので、今後、保育士の確保について私立さんとしっかり連携しながら継続して定員に応じた保育士さんを確保できるよう取り組んでまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）3点目の障がい児への対応はどのようになるのかというお尋ねに対して、ニーズに応じて児童にとってより良いサービス利用につながるよう相談支援を行っておりますというふうにございます。また、身体障害者手帳などを持つ児童や発達障がいのある児童を受け入れる保育施設等については、保育士を加配した場合、円滑な運営ができるよう補助金の交付を行っておりますということなので、それで十分対応できているというふうにございます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）障がいをお持ちのお子様への対応につきましては、先ほどありましたように、障がいをお持ちのお子様の状況でありますとか発達の状況、そういった部分、例えば、発達支援の療育を行う施設への通園などが児童にとって一番良いというような、より過ごしやすい環境とかそういった部分について相談支援を行い、こういったサービスを受けられるのが一番よろしいかというところを相談しながら、保育所入所等のほうを判断しておるところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）このような質問をさせていただいたのは、障がい児を持つ親御さんから、いろんな政策、制度が作られても、結局、障がいを持つお子さんが取り残されていくのではないかと御不安からこのようなお問合せがありましたので、今回、ここに来て加えさせていただいた次第です。ですので、是非とも今後とも、そういった相談支援を手厚く行っていただきたいなというふうに思います。

それで、次、マイナンバーカードについてでございますけれども、交付率は80.1パー

セントで、自主返納された方が、先ほどもありましたけども6名、それ以外の理由の方が1名で計7名ということでございますので、町民の皆さんは賢明な判断をされたのではないかなというふうに私は考えております。マイナンバーカードについて町と認識を一つにしたいので、私の考えをここで申し述べさせていただきますと、このマイナンバーカードをめぐる様々なトラブルが現在も生じておりますけれども、この一連のトラブルの原因はそのほとんどが人為的なミス、ヒューマンエラーによるものではないかなというふうに考えております。公金受取口座やマイナポイントの誤登録では、自治体の窓口端末で登録作業を行った人がログアウトするのを忘れて、次に入力した人の情報がひも付いたことなどが確認されておるとおもいます。今後、政府にはデータやシステムを総点検して、徹底して再発防止の仕組みを作ってください、改善していくことが必要となってくると思います。このマイナンバー制度、これは2016年から運用が始まって、国内の全ての住民に12桁の番号が割り当てられ、現在、マイナンバーは社会保障や税、災害対応の分野などで活用され、事務手続きの効率化につながっており、健康保険証や医療費、児童手当や年金など、29項目の情報をマイナポータルで閲覧できるようになっております。このマイナンバーカードが一躍注目されたのは、同じ見解だと思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、この対応の遅れによってこのマイナンバーが国によっても推進するべきというふうになったのではないかと考えております。これが行政サービスのデジタル化の遅れが浮き彫りとなって、一律10万円が支給された特別定額給付金、これが自治体で申請確認を手作業で行っておったため、振り込みまで数箇月を要するケースも少なくなかったというふうに認識をしています。一方、海外では申請から数日で給付できた国もありましたので、地震や水害などの災害に対しても、り災証明書の発行や給付など公的援助を迅速、確実に実施できるようにする必要があり、それを可能にするのがマイナンバーカードであり、危機に備えたセーフティネットとも言えると考えております。このマイナンバーカードは、デジタル社会を築き、私たちの生活の利便性を向上させる大事な基盤であるというふうに考えておりますが、このマイナンバーカードは信頼あってこそそのマイナンバーカードの普及だと思っておりますので、そこは国に対して私たちも要求をしてまいる所存でございますけれども、それを踏まえて、総務建設委員会で行きました姫路では既に申請書の自動作成サービスを導入されておりましたので、是非とも導入をしていただきたいと思いますと思ひまして、質問させていただいたところ、新庁舎に設置をしていただくということで大変喜ばしいことではあるなという

ふうに思いました。新庁舎での本稼働に向けて、8月1日から現庁舎でも証明書の交付を試行運用されているということでございますが、それにおいて何か混雑だとか、あと、分からないというような声があったときには職員の方が対応してくださって、別に混乱等、てまどったりということはなかったというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（新藤）8月1日からの証明書の試行運用につきましては、件数が4件でございました。周知もしておりませんので、本稼働に向けての練習という意味でやってきましたので、証明書を希望される方に住民課の職員が声掛けしていただいて、マイナンバーを持っている方について対応しましたので、特に混乱等はございません。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）じゃあ、本格的に新庁舎で稼働したときも大丈夫だと考えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（新藤）新庁舎におきましては、証明発行窓口、専用の窓口ができて、正職員もつきますので、混乱はないと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それで、この装置は設置をされるということなんですけれども、それ以外のもの、マイキープラットフォームなんかを利用した制度については、現時点では検討されていないのか、検討はしておるけれども導入まで至っていないのか、どちらなのでしょう。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（新藤）現時点では検討はしておりません。新庁舎に移ってからデジタル化推進会議におきまして検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）デジタル推進課が設置をされて数年経つと思うんです。ですので、何らかの考えをお持ちかなというふうに考えておりましたけれども、これからということですので、是非とも先進的に推進をされている市町を参考にさせていただきたいなというふうに思いますけれども、いずれのサービスにしても市町によってニーズも違いますし、取り入れるサービスも当然のことながら違ってくるとは思いますけれども、是非ともこの海田町ならではの制度、また、ニーズに合った制度をいち早く取り入れていただきたい

というふうに思いますが、これ、いつ頃までに導入を考えておられるかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほども課長、答弁いたしましたように、まずはデジタル推進課を設置して、新庁舎で何ができるか、どういったことをDXで進めていくかということを検討してまいりました。今回、新庁舎にいろんな申請システムとかそういったものを入れてさせていただくということで、今後、今度はその先、より町民の皆さんに利便性を感じていただく施策について、これは、すいません、ちょっと遅いんじゃないかと言われてもそうかもしれませんが、今年度、会議を持ちまして検討していく中で、すぐに予算化できるものがあればすぐにやっていますし、また、長いスパンで考えなければならぬもの、そういったものがあればまた計画的にそういったものを取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）先に答えられましたけど、遅いと思います。新庁舎ができるのは分かっておりましたし、新庁舎になれば、デジタル化も進んでいくというのも分かっておったことではないかなというふうに思います。その先を考えるのが自治体の手腕の見せどころではないかなと思いますが、これでは新庁舎のみを考えて、デジタル推進課を作ったというふうに思われても仕方のない取組みようではないかなというふうに考えますが、その点についてはデジタル推進課、また総務部としてはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）新庁舎だけを目指して、デジタル推進をしてきたわけではございませんし、この度、議員の皆様にも給与明細等をモバイルでとか、そういったことも進めさせていただいております。今後、急速にデジタルのほうも社会のほうも進展していくと、そういったことを見据えながら、大変申し訳ないんですが、我々遅かった部分はそこら辺を真摯に反省しながら、今後も他自治体と比較して見劣りのないように、またそれ以上のものができるように我々も努力してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）話は戻るかもしれませんが、いつまでにされる、やっぱりやろうと思うには期限を切って進めていかなければ、惰性に流させていくのではないかなというふうに考えます。ここまでを目指してこれをやっていこうというふうなお示しをいただかなければ、私もこのまま帰るわけにもいきませんので、是非、御答弁を願いたいと思いま

す。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほども申し上げました、デジタル社会の進展というのは非常に急速でございまして、今現在ここまでやっていくということが果たしていいのか、3年先、5年先が、どうあるべきなのか、そこも、今、はっきりと見通せない状況でございます。ですから、我々も遅れないように一歩ずつ進んでいきたい、一歩ずつではなくて、二歩ずつかもしれませんけど、そこはいろんな技術を活用しながらいろんなIT技術を取り入れながら、全町、町民がいろんなデジタル機器を活用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）デジタル化の進み具合は本当に急速でついていくのがやっとなんだけれども、それを理由には自治体はしてほしくないなというふうに考えます。なぜなら、既にやっている自治体が全国には数多くありますので、そこは何と言われても仕方がないのではないかなというふうに考えます。マイナンバーカードを国が主導ではございますが、国民の皆様、また町民の皆様に取得をしていただきたいというのであれば、これと併せてデジタル化も進んでおくべきであったのではないかなというふうに考えます。なぜなら、持つ意味がないと言われて町民の皆様もいらっしゃいますし、国民の皆様においてもその意見は同様でないかなというふうに考えております。持つ意味を持たせるには何らかの利便性がなければ、確かに持つ意味がないというふうに捉えられても仕方がないのではないかなというふうに考えますので、このマイナンバーカードの普及、またマイキープラットフォームの活用については早急にデジタル推進課において検討していただき、早期の実用化を目指して進めていただきたいというふうに思います。再質問終わります。

○議長（桑原）6番、大高下議員。

○6番（大高下）6番、大高下です。本日は学校給食費の減免について質問いたします。全国的に給食費の減免や無償化が広がりつつあります。そうした中で、文教福祉委員会の行政視察で、先進地の埼玉県の坂戸市、鳩山町に行きました。坂戸市では、児童生徒の食を通じた健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を目的に、市独自の子育て支援策として、物価高騰分も含め、学校給食の全額控除を実施していました。これは市長の強いリーダーシップにより実現しています。鳩山町では、昨今の様々な価格高騰に伴う

児童生徒の保護者に対する町独自の家計援助対策として、令和5年度の毎月の給食費について2,000円の減免を実施。我が町の無償化については、財政状況もあることから、昨今の物価高騰を鑑み、まずは学校給食費の減免を検討すべきであると思うがどうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問については教育委員会から答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大高下議員の質問に答弁いたします。学校給食費減免についての質問でございますが、全世帯を対象といたしますと、財源の確保等の難しさがあります。国の動向を注視しまして調査研究を継続してまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）それでは再質問いたします。本当、この給食費の支援、一部でも駄目でしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほどの中でも給食費の無償化というところでお話をさせていただきましたけれども、本町におきましては、物価高騰分につきまして、保護者の負担を強くないように増額分につきましては、昨年度、本年度と給食費の高騰分について補填をしながら、学校給食のほうを運営しているところでございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）今回は全額無償化をお願いしとるのではなくて、本当に減免をお願いしております。それで、それがコロナ交付金でなくても、2,000円ぐらい、どうにか減免ができるのではないかと、やっぱり先進地を見ても、本当に努力されて何とか負担軽減ということだったんで我が町でもできるんじゃないかと思ひ、質問をさせていただきました。それはどうでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）今、減免というところでの御質問だったと思います。例えば、本町におきまして、2,000円の減免をした場合ということなんですけども、月々でいきますと500万、年間でいくと、約6,000万ということで、これが継続して財源が必要になってくるということも鑑みまして、現時点ではなかなか財源確保が難しいんじゃないかいう

ところで、今考えているところでございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）財源のことを一番に言われておりますけど、今回の決算でも不用額が億単位で出るとし、何とか工夫ができるのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）不用額等の考え方もありますけども、教育費につきましては、やはりゆとりのない中で優先順位を決めて活用しているのが現状でございます。毎年の6,000万円とか、無償の場合には1億5,000万円というふうな金額が教育費の中で捻出されていくこととなりますと、他の学校運営であったり、社会教育の運営に影響を来すというふうに現時点では考えておりますので、今後の財源等の見通しを持ちながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）ちょっとこれは教えてほしいんですが、小学校、中学校で兄弟がいる場合、2人だったら2人分負担でよろしいですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）兄弟の場合には兄弟分を頂いている現状で、小学校の場合には月々5,200円だったと思います。中学校の場合には月々6,000円ということで今対応しております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）これも変なことなんですが、まず、取り始めに、2人目からでも無償化を何とか考えていただけないでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）限られた教育費の中ですから、今後、そういうような意見を踏まえまして、予算化のときに視野に入れて考えたいと思います。ただ、お約束できるものではないということだけ御承知ください。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）最後なんですが、今回視察に行った結果として、教育委員会の問題ではなく、やっぱり町全体で、町長先頭に、あのときになぜここはできたんですかと聞いたときに、本当に町長の、市長のリーダーシップで何としても子どもに投資すると、うちのまち。それで、全部署にこれで行こう、あそこの坂戸市は無償化ということで、年間

4億円ぐらい、それをやっていこうと、そういう意味で我が町も町長がリーダーシップを取って、我が町は本当に子どもに支援していこうという町を売りにしとる町ですので、是非とも今後考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（桑原）11番、久留島議員。

○11番（久留島）11番、久留島です。各種請求手続きなどについてお尋ねします。町が支給する給付金などについて、請求者が手続きを行わなかった場合、受け取れないこととなる。例えば、戦没者等の遺族に対する特別給付金が5年ごとの更新になっているが、申請期間は、現在、令和2年4月1日から3年間となっている。3年間申請しなかった場合、5年間分は受け取れないこととなる。次回分は申請すればまた支給される。また、年金については、権利が発生してから、老齢年金の場合、5年を経過したとき、時効により受給権が消滅する。こうした請求漏れによる権利の消滅を防ぐために町はどのような対応を取っているのかお尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。各種請求手続き等についての質問でございますが、制度や事業などの案内は町の広報紙やホームページを通じて周知を行っております。加えて、例えば、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金につきましては、国及び県から対象とみなされる方への個別通知を行っております。町においても、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金など、給付対象であることが確認できる場合は、プッシュ型の給付を行うなど、対象者に確実に給付できるよう努めております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）再質問させていただきます。町の広報紙やホームページを通じて周知を行っておりますとあるんですが、これがね、そういうものを読まないんですよ、お年寄り。弔慰金なんかもらえる方はほとんど80歳以上なんですよ。そういう方はなかなか広報を見たり、ホームページを見たりしていないんですよ。それで、戦没者の遺族年金をもらえる方が亡くなった場合、その場合、今度は弔慰金に変わるんですが、そのときの手続きが全然やらないんですよ。わし、何回も催促に行ったんですが、面倒くさいからいいですよと言われるんですね。そしたら、町のほうからある程度、それこそマイナンバーへひも付けしておいてもらったら、5年置きにできるんじゃないかと思うんですが、それはまだできませんよね。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）特別弔慰金のことですが、国の制度であり、事務処理の方法について町では決められないことから、そういったマイナンバーを利用することはできない事務でございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）町のほうはできない言われましたが、町は厚生労働省から送付してきた未請求者リストを活用した未請求者に対する個別請求案内はされておられますか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）町のほうからは行っておりませんが、国のほうから個別通知が行われております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）もう一つ、県と連携して受給権の有無などに関する照会を県のほうへ行っておられるかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）前回受給者の方であって、申請がない方につきましては、県のほうで個別通知を行われております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それがうまいことあまり行かないんですよ。町のほうは送付はしてないということなんですが、県のほうからパンフレットは来ますよね。そのパンフレットはその対象者に配っておられますか。前に私が町のほうへパンフレット、500枚ぐらい持って行ったんですが、県から預かって。そのまま机の上に置いておかれて、取りに来たらあげるんだと言っておられましたよね。それじゃ、ちょっとね、年寄りの人は取りに行かれないんですよ。それを対象者が分かるもんなら、そこへ送ってほしいんですが、どうですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）県において対応されているところでございますので、町のほうでは送る考えはございません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）そうじゃないんですよ。町のほうは対応できないというても、私が県のほうから預かったそのパンフレット、町のほうに渡してくれ言われたから渡したんで

すよ。だから、町のほうはその対象者が分かるんだから、そこへ送ってくれたら無事にみんな弔慰金を頂けるんでがね。これ、失効になったらかわいそうなんですよね、お年寄りが。3年間期間があるんですが、その3年間で請求しなかったら、失効になってももらえないんです。5年間もらえないんです。ただ、これ、時限立法で5年置きにまたもらえるようになるんですがね。だけど、1回もらわなかったら、次ももらわないですよ。これ、ほかの町ではものすごく親切にやっておられるんですよ。皆さんもらえるようにね。相続人に対しても詳しく説明してもらえるように手続きをとるんですよ。だから、海田町のほうも相続人に対してこういうふうにしたらもらえるんですよというのを説明して通知を出してもらいたいんですが、いかがですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほど、課長のほうも答弁いたしましたように、国や県のほうから個別通知を行っているところですよ。近隣の町につきましても同様に対応しているところがございますが、議員御指摘のよその町で丁寧な対応をしているというところにつきましては、近隣だけしか調べておりませんので、そのような事案がございましたら、調べまして県と連携して判断してまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）近隣の町言われるから言っときますが、熊野町です。これ、すごく丁寧にやって、漏れがないようにやっておられます。聞いてみてください。それと、老齢年金の場合、この場合の年金、やはり5年間請求がなかったら時効によって受給権が消滅するんですが、このほうの手続きは、やはり本人さんができない人がおられると思うんですが、このほうは手続きはどのようにやっておられますか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）年金の請求に関してですが、年金の請求に関しては日本年金機構が管轄となっておりますので、そちらのほうに御相談いただくように御案内しているところですよ。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）はい、確かにそうです。それは分かっているんですが、もう少し親切にフォローできないですかね、海田町のほうで。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほど課長申しましたように、年金機構のほうに手続きに行っ

いただくようになりますが、分からないであるとか、窓口のほうでは、担当課のほうで御相談にも応じております。また、住民の方から相談があれば、地区担当や地域包括のほうに御相談があれば、パンフレット等をお持ちして相談につながるように対応しているところがございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それと、パンフレットは発行しているのは分かるんですが、それを丁寧に周知してほしいんですね、各戸、該当者のところへ。それと、これ以外にやはりこの請求権があって請求漏れがあるような、ほかの、要するにほかにも年金以外にそういう制度が何かありますか。ちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町のほうに申請いただいて、町のほうで交付するようないろんな手続き等行っていただくものについては、本町のほうから御案内できますが、先ほど申し上げましたように、国や県、それから年金機構等につきましてはそちらのほうで案内しておりますので、ただ、分からないとかいう御相談がありましたら、的確な相談窓口につながるよう、しっかりと相談支援のほうで対応しているところがございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それは分かりますが、私、ちょっと頭に浮かんだのを今、二つほど書いたんですが、それ以外にもこういうふうに申請しないともらえないような、そういうふうな手続きの処理があつたら教えてほしいんですが。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）様々な世代の方について、補助金であるとか、児童手当、それから児童扶養手当につきましても、該当となった方については基本的には請求していただいて、こちらのほうで審査をいただいて決定していくものとなっております。それぞれの制度の御案内については、各担当課のほうで、窓口のほうで御案内をしたり、また広報やホームページ等で周知を図っているところがございます。知らなかったということがないよう、しっかりと担当課のほうで周知、それから御相談にも応じているところがございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）分かりました。そのように丁寧にやっておられるんだったら結構です。申請漏れがあつたら、その方がやはり権利を放棄したような格好になりますので、そう

ということがないように、皆さんに周知して徹底してもらえるものはもらえるようにやっ  
てもらいたいと思います。終わります。

○議長（桑原） 1 番、石橋議員。

○1 番（石橋） 1 番、石橋です。コロナが 5 類になりましたが、まだまだ予断は許されま  
せん。医療機関の関係者の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、一般質問させていただきます。ごみ処理について。ごみ処理基本計画では、  
本町のごみ処理に関する課題が解決できるよう、町民、事業者、行政が協働して施策に  
取り組むための基本理念を定めています。基本理念は、第 4 次海田町総合計画で掲げて  
いる基本目標の一つである環境を大切にすまちが実現できるよう、限りある資源を守  
るためごみを減らそう、資源化を進めようとあります。この基本方針は、1、ごみの減  
量化、2、ごみの資源化、3、ごみの適正処理としているが、どのようになっているん  
でしょうか。まず 1 番、ごみ減量化においては、町民、事業者と町の連携を強化した取  
組が重要となります。現在実施している町民、事業者のごみ減量化への取組を推進す  
るための対策は今後どのように取り組まれますか。2、資源化については、資源ごみ、大  
型ごみ回収など町民の協力の下、指定月に行われています。まだ使用できるものや資源  
再利用のできるものがあり、業者の違反持ち帰りもあります。その対策は各自治会に委  
ねられていますが、今後の対策はどのように取り組むのでしょうか。3、ごみの適正処  
理については、生ごみや樹木の水分量を含めて火力で燃やしている見過ごせない現実が  
ありますが、対策を考えておられますか。今こそ、SDGs 13、気候変動に具体的な対  
策の取組として、地球温暖化対策が必要と考えます。この観点から見てどのように取り  
組むか、具体的に示してください。

大きく 2、防災について。1、防災放送・防災ラジオ及びテレビ d ボタン設置で安全・  
安心をについて。町内スピーカーは、新庁舎開設に当たり、新たにスピーカーを新設し  
て町民に対応しているとしているが、なぜ新設が必要なのか。また新設して、全ての方  
に周知ができる考えの根拠は何なのかも併せて示してください。防災ラジオは希望者に  
提供していますが、現在どのくらい利用がありますか。教えてください。この防災ラジ  
オは良い取組とっております。各家庭に防災ラジオを配布することで、町内全体に危  
険を周知できるようにする方向付けをし、普及はできないのでしょうか。逆に、希望し  
て防災ラジオを付けたが、電波が届かず使用できない地区がありますが、その地区の把  
握と対応はできているのでしょうか。この電波が届かない場所への対応は今後どのよう

にして行いますか。テレビdボタンの登録をし、インターネット利用していない方への配慮をと提案したところ、調査するとあったが、いち早く坂町や三次市は取組を始めました。この市町について取り組んだ成果を調べ、今後の町の対応はどのようにされますか。今後、町民に危険を知らせる手段として、対等な解決策は見つかったのでしょうか。

2、災害時における飲料水供給・井戸水などの使用について。海田町地域防災計画の給水及び上下水道施設応急対策で、災害により上下水道施設が破損した場合に応急資機材を活用して、飲料水の確保及び供給を図るとともに、広域応援体制の確立に努め、早急に水の供給を開始することとしているとあるが、どのような応援体制を計画し、早急に水の配布を行うのでしょうか。町の取組として海田町公衆衛生推進協議会と連携し、災害によって水道が長時間止まった場合、復旧までの間、町民に提供できる災害時共助利用井戸プロジェクトを進め、町内の利用できる井戸を登録してもらい、災害時に応急用水として確保し、住民の利用ができるようにする取組は、住民が利用しやすくなり、災害時、地域間交流の基盤にもなる取組と言えます。そこで、曙レジャー農園にある町所有のポンプはレジャー農園の方もその井戸水で野菜を育てています。この町所有のポンプを防災ポンプ及びレジャー農園に利用をと提案したところ、町で運営する防災井戸の設置は考えていないと回答を得ました。町が先頭に立ち、一番に登録をし、災害時、誰でも自由に入出りでき、利用できる井戸水にもかかわらず、設置しないと理解できません。また、緊急時、旧千葉家住宅内井戸水も同様に使用できないのなら、千葉家井戸水ポンプは飾りで設置しているのでしょうか。住民のための町所有の井戸水ポンプは特定の方しか使用できない仕組みであるのなら、緊急時の町所有井戸水はどのように活用されるのかを問います。大きく3、災害時の指示収集対応は。ワンコインセンサー、浸水センサーモニターを活用してはどうかと思います。災害時は町全体で取り組む必要がありますが、線状降水帯やダウンバーストなどで急変する現在は、目で確認できる指示形態の構築の再認識が必要と考えます。災害に対する即時対応できる人材がいて対応していますが、たくさんのデータや水門の管理も含め、災害時のAI導入はどのようにしていますか。デジタル推進課は災害時の収集対応はどのようにし、データとしてリアルタイムで活用できるのでしょうか。国交省が行う水位計のワンコインセンサー導入モデル地区公募がありますが、国が行う調査など積極的に参加して、リアルタイム管理を考えてはどうかと思います。防災では、町長の言葉で安心安全というフレーズをよく使われます。現在の防災対策で安心安全につながると考えておられるのでしょうか。町長の

将来的な画期的防災対策は秘めたものがあるのでしょうか。具体的にお答えください。  
以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）石橋議員の質問に答弁いたします。まず、ごみ処理についての質問でございますが、1点目のごみ減量化については、3Rの推進や食品ロス対策などの広報啓発強化、また公衆衛生推進協議会と連携したイベント実施を引き続き取り組んでまいります。2点目のごみの資源化における業者の資源物の持ち去り行為については、令和3年度から夜間巡回パトロールの実施や、昨年7月には条例を改正し、罰則を適用したところです。今後も監視カメラによる監視も含め、対策に取り組んでまいります。3点目のごみの適正処理については、地球温暖化防止の観点からごみの焼却量削減につながるよう、生ごみの水切り、剪定ごみの乾燥や紙ごみの分別による資源化が促進されるよう、周知に努めてまいります。

続きまして、防災についての質問でございますが、防災行政無線の移設事業については、委員会でも御説明したところでございますが、現在のスピーカーは設置からかなり経過しており、高い建物や障害物が建ち、聞こえなくなった場所や、一部残っていたアナログスピーカーをデジタルスピーカーに変換することを目的に、親機の庁舎移転に併せ行うものでございます。次に、新設して、全ての方に周知できる根拠については、庁舎移転に伴い、電波伝達調査や難聴区域等の調査を行い、整備移設実施計画に基づき、現在整備を行っております。今後、高層住宅の建設や天候等により難聴区域ができるかもしれませんが、その際は適宜スピーカーの角度変更や増設などの検討を行ってまいります。次に、防災ラジオについては1,708台配布しております。現時点で全世帯に配布することは考えておりません。また現在、町内においてラジオ電波が入らないエリアはないと考えております。しかし、ラジオをお持ちの方で電波の入りが悪いとお問合せがあった場合は、ラジオの設置場所の変更や家電製品の近くに置かないようお願いしており、それでも聞こえづらい場合は、屋外まで伸ばせるコードアンテナを無料でお渡ししております。次に、情報発信については、現在テレビを使っでの災害情報発信は、県と連携して実施しているプッシュ型で画面に文字が流れるLアラートを地上波全局で発信しているため、導入は考えておりません。次に、災害時の飲料水の供給については、備蓄しておりますペットボトル水、町の給水車や大型給水コンテナを活用した応急給水を行います。それでも不足する場合は、日本水道協会広島県支部を通じて、他の水道事業体

への応援要請や広島県、自衛隊にも応援要請を行うこととしております。次に、防災井戸については設置を考えておりませんが、町が整備する曙レジャー農園の井戸は、公衆衛生推進協議会が進めている災害時共助井戸として登録し、住民の方が自由に使える仕組みづくりをしていきたいと考えております。次に、災害時に対応できる人材については、現在、職員参集訓練、ポンプ稼働訓練、図上訓練などを実施しており、実践につなげる取組を行っているところでございます。また、警報など出た場合は、広島県と23市町が24時間リモートでつながるシステムが構築できており、リアルタイムで気象台からの情報、県下の災害情報や災害対応のアドバイスなどの情報が得られるようになっております。次に、災害時の情報収集については、マルチモニターなどを使い、ライブカメラ、河川情報、気象情報、土壌雨量指数、雨雲の動きなど、複数人で確認し、データ収集を行いながらリアルタイムで管理しております。また、災害対応パトロール班や災害対策班、避難所からの情報は、タブレットや携帯電話、無線などを使い、情報共有を行っております。次に、国交省が実施しているワンコイン浸水センサー実証実験については、今後の動向を見ながら対応をしてまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）御回答ありがとうございます。1点目のごみ減量化のことについて再質問させていただきますが、こういうイベントとかそういうもので公衆衛生推進協議会と連携したり、広報啓発を強化したり、3Rの推進や食品ロス対策とか言われますけど、この海田町のスローガンみたいなものはあるんでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）スローガンといますか、議員御指摘のとおり、ごみ処理基本計画の中で基本理念、御承知と思うんですが、限りある資源を守るため、ごみを減らそう、資源化を進めよう、そういった基本理念的なものを定めておりますが、特にスローガンとして別立てして訴えていくような、そういったものは定めていない状況です。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）なぜそのようなことを申しましたかと言いますと、この度、資料を求めたところ、第4次計画でとどまっているこの現状がありました。確かに第5次総合計画のほうには、48ページのほうに示してはありますけれども、なかなか大きな、どういうふうにして処理基本計画をするのかという計画案がここでとどまっているというところに問題があったのではないかなというふうに考えております。それから、この第4次計

画でとどまっているこの現状はどういうことだったのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）この一般廃棄物のごみ処理基本計画の策定年は平成31年3月となっております。この時点では総合計画は第4次のもとなっております。この計画の計画期間は10年間となっておりますので、その第4次のことで計画を策定したものでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それにしても、どんどん、ごみとか減量化、SDGsのような形が入ってきておりますので、どんどん、ごみ減量化に対する気持ちというものは住民の意識も変わってきていると思うんですね。ですから、ここにやはり第4次計画の中でそのまま変えていくというのが少しずつ変えていかないといけない。ここにもSDGsという形で示されている、第5次総合計画の中で示されているこの現状がありますので、10年間だからそれでよかったですということはないと思います。ちょっとそこところは考えていただければならないと思います。それから、資源化率がほかの自治体と比べて低いというふうはこの資料の中でありましたけれども、やはり、この資源化率が低くなっているというところに関して、なぜそういうふうになっているのかというふうにご考慮をお願いしますでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）資源化率につきましては、確かに他の自治体に比べて低い部分もありますが、原因としましては、この度、昨年7月にも条例改正をしまして、資源物の持ち去り等罰則化、強化を図っているところなんです、そういった資源物の業者による抜取りとか、そういった部分も影響しているものとは思われます。資源につきましては、町民の方々にきちんと分別していただくことで、海田町としましてはなるべく資源物で回収できるものは資源で回収して、資源化に努めている。で、公衆衛生推進協議会をはじめとしまして、町民の皆様にも御協力いただきながら進めてきたところでございますので、特にここが原因だというようなことで明らかになっている部分はないと思いますが、強いて挙げるとすれば、ちょっと抜取り等による被害のほうも原因じゃないかと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、自治会が協力しとおっしゃったんですけれども、資源ごみの取組をし

ていますけど、近年働く家庭が増えて協力しづらい自治会もあるんですね。これはどのように協力体制を組もうと計画しておられますか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田） 確かにおっしゃるとおり資源物につきましては、各収集場所での自治会、あるいは各自治会のほうで当番を決めて分別収集に御協力いただいたりとか、そういった部分で御協力いただいているところが大きいですが、近年、そういった家庭の状況とか、共働き家庭の増加とかでなかなか御協力いただけない現状もある。また、自治会のほうも、自治会として存続ができないような自治会も多少ちょっと見受けられてきている現状でありまして、そこらあたりにつきましては、私たちのほうも非常に苦慮しているところではございますが、自治会等による、強制的といったらあれですけれども、当番で出ていただいて御協力いただいている以外の部分でも、地域の中には昔から今の回収現場に立って分別の指導を、ボランティアという形で積極的に御協力いただいたり、そういった方々もいますので、ちょっと現状としてはそういった方々に頼らざるを得ないという現状はあります。今の自治会、加入率の増加とか、別問題ではあるんですけども、今のごみの関係においてはそういった厳しい現状であると捉えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）自治会がだんだんと崩壊しているところもあるというふうに聞いておりますが、やはり、町としても、どういうふうにしたらごみが、カラスとか、そういうふうにしてぐちゃぐちゃにされていると、そういうふうなところもいっぱいありますので、どういうふうにしたらごみ収集がうまくいくのかというところも、町として考える必要があると思うんですが、町はどのようにそれは考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田） 今御指摘のように、厳しい現状にあるんですけども、収集現場において、なるべく収集しやすいとか、カラスの被害に遭わないように、カラスネットの無償配布であるとか、そういった、あと、ごみステーションにつきましては、今のカラスや小動物の対策用で、蓋付きといいますか、被害に遭わないようなステーションを購入された自治会に対する補助金であるとか、ああいうところで支援するような形では取り組んでいるところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）厳しい現状だというのはすごくよく分かりますので、今後、自治会の人たちとも協力して、また資源ごみの取組、それから、持ち去りなどがないように、みんなで協力して住民も協力しながらやっていかないといけないというのはよく分かりました。ただ、生ごみ、それから、ここに書いてありますように、生ごみの水切りや剪定ごみの乾燥、紙ごみの分別による資源化が促進されるよう周知に努めてまいりますとおっしゃいますけれども、特に生ごみの水切りのところでお話をさせていただきたいんですが、生ごみが樹木なども含めて、水分量含めて火力で燃やさなければならない、この現実は見過ごせないと思うんですね。この理由は、公衆衛生協議会の中に地球温暖化対策協議会があります。この地球温暖化対策協議会の取り組むごみ減量対策として、生ごみを減らす対策での指導で、家庭ごみを肥料にするという仕組みを作る講演をしておられます。それから、伐採木々は乾燥させて、粉碎チップにしてはということも言いたいとおっしゃっています。小学校や料理教室や住民活動ネットワークなどのいろんなところで、この取組の講習をされているんですね。一つで言いますと、こういうバケツコンポストというものを使って肥料にしたらどうかという講習会をされているんです。これを見ても分かりますように、住民一人ひとりが生ごみに対する意識を高めるために積極的に取り組んでおられる、このことを町としてこういう講習を率先的に周知してもらえそうな仕組みを考えることはできませんでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）御指摘のとおり、生ごみについては、今のコンポスト、肥料にしたりとか、ああいった取組、家庭での取組、あるいは木材チップにして、それで資源化といいますか、やっているところ、他の自治体とか企業の取組とかあるんでございますけれども、残念ながら今海田町のほうではコンポストに対する助成とかやっておりますし、木の剪定ごみとか木材チップにすることについてはちょっと検討はしていない状況であります。そういった動き等は今の廿日市のほうとかでも木材チップとかの動きも出てきているようでございますので、そういった近隣の取組であるとかをまた調査研究しながら、海田町でも取り入れていける部分は取り入れながら、そういった生ごみ減量化等を出していければと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）積極的に取り組んでいただければと思います。それから、次に公園の草取りの処理に対する指導も同様に適切に行われているとは思えないんですね。例に取り上

げますと、幸町では草取りをしたときに、公園の隅に草を集め、有志が後日、土を落として袋詰めをしています。このようにすると、半分に減ると言われます。有志の方は言われているんですね。ほかの公園はどうでしょうか。正しい指導がないと、この土も一緒に持って帰らないといけないんですね。よく環境センターの方も言われるんですが、土を含んだまま持ち帰り、事後処理をされている現実があります。すごく重いと言われるんですが、これはどういうふうに指導されていますでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）確かに幸公園とか、土がたっぷりついたような形で公園内に置かれている現状がかつてちょっとあったんですけど、環境センターのほうから指導したりとかいうことで、公園のごみを集める方に対しまして、土はなるべく落としていただくように、環境センターのほうからもお願いをしておりますし、また、公園担当の都市整備課のほうでもそのように、そういった機会があればお願いするようには伝えておるところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）やはり、正しい公園の草取りの後の指導もきちっと指導していかないと、土のついたまま袋の中に入れて、何袋も置いてある公園を何度か見ました。なので、やはりそういうふうにして、どういうふうにしたらいいのかという指導もきちっとしていかないと、住民も環境センターの皆様と協力しながら、この草とかそういうものに対しての意識をきちっと持っていかないといけないと考えます。それから、以前は伐採樹木、よく街路樹を、木々を切りましたけれども、生のまま持ち帰って一時保管して焼却のほうに持って行ったというふうに考えていますが、今はどのようになっているのでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）以前は、そのようにお聞きになっておられますかね。街路樹といいますか、いわゆる街路樹を剪定されたごみとか、町のほうでそういった道路とか公園とかいうのは、また担当課のほうで業者さんに委託したりして、それで剪定されたごみが安芸クリーンセンターのほうに持ち込まれているようでございますが、安芸クリーンセンターのほうにおきまして、生の場合はちょっと別で保管して乾燥したりして、改めて裁断して焼却に臨んでいる現状、そういったところではないかと認識しております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）かと認識しているということは調べてないということでしょうか。調べたところ、熱効率化を考えた場合、材木の水分量は20パーセント以下になるといいと言われています。また、2020年には水分を含んだ丸太がそのまま燃料に新技術を用いた木質バイオマスが稼働しているところもあるとされます。海田町の場合も、バイオマス発電に関わっていますが、これは一般持込みも可能になっているのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）町にありますバイオマスパワーでは一般持込みはありません。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）分かりました。ないということですね。では、山に囲まれた海田町の山林状況と森林蓄積はどのようになっているのでしょうか。これはちょっと私が聞いてみたいなと思ったのは、やはり材木がそのままあそこ残ったままですね。今言いましたように、バイオマスの発電などに持っていけるようになると、意識して自分の山の土地とかいうものに対する意識が深まるということです。なぜそういうふうに言いましたかと言いますと、オークガーデンというところに、やっぱりこういうバイオマスで、熱量、取ってるところがあるんですね。そこでは1トン持ってきたら幾らかで買っていただけるというような仕組みも作っているそうなので、海田町のバイオマス発電のところでも一般の方が持って行けるような仕組みができたらいなと思って言いました。SDGsを新庁舎にも掲げておられてますけど、中身の伴ったものにしていただくためにもごみ処理対策に観点を置いていただいて、SDGs 13の取組を推進していただきたいと思います。このSDGsのことを言いましたけど、この海田町に住む私たちの海田町という外国人の人のために書いてある冊子があるんですね、この冊子の中には、全てのことが網羅されて、いろんなどころに何にどういうふうにしたらいいのかというのが書いてありますが、ここには残念ながら外国人に対するごみの出し方や各自治会で特定日があるということを知らせている文書がないんですね。やはり、こういうものを活用して、新しく来た方にも、こういう簡単で分かりやすいものを示して、外国人の方、また新規、海田町に住まれる方にもこういうものを活用して渡してあげることも大事なのではないかと思って、今日持って来てみました。これは素晴らしい内容のもので、皆さん、見てみてください。

次に、防災について再質問します。実際にあった話なんですけれども、先ほど、防災

ラジオで聞こえない方にはいろんなアンテナを出しますよとかいろいろ言われましたけれども、この方は不満に感じて捨ててしまったと言われるんですね。この現状はどういうふうにして、防災ラジオを使っている人が不満に思うような感じは、今はないと、聞こえないところはないと言われましたけど、三迫の山の上のほうでは電波が届かないとおっしゃっていますので、そこは調査されておりますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）調査を行っているかというような御質問ですが、実際、町長答弁でも申したように、実施設計をいうような調査を行った上でこういうふうな形で動いております。ラジオが聞こえない場合は、言っていただければ親切にお話のほうをさせていただいて、できるだけ町長答弁でもあったような感じの対応をさせていただいております。もしあれば言っていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）残念ながらこの人はもう捨ててしまったので。言ったんですって、聞こえないんですよ。言ったけれども、何の返答もなくそのままになっていたという現実がありました。やはり、今、1,708台、防災ラジオが配布されていると、現時点では全世帯に配布することは考えていないと答弁がありましたけど、なぜそのような答弁になるのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）ラジオの本来の目的でございます、中山間地域ではございませんので、難聴者、聞こえない方に対して出すものでございます。スピーカーの下などにお住いの方については十分聞こえているものと思いますので、全世帯を対象というような感じでは考えておりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）じゃ、私ら持っている方みんな難聴者いうふうな感覚で取っているのでは、私はないと思いますけれども、なぜその防災ラジオを買ったかと言いますと、聞こえないんです、スピーカーが。スピーカーからの音が聞こえない。聞こえるようにするためにはこの防災ラジオが町から配布していただける、配布いうか、買ったらいよいよというふうな自治会のほうにお知らせがあつて、みんな買いたい方は買ったというふうに言われているのに、なぜこういうふうに特定の人言葉を出すんですか。おかしいと思いますが。これは、ラジオというものはよく聞こえて、みんなが早急に避難できるように、

また対応できるように、みんな各家庭に持ったのではないのでしょうか。何か見解が違うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）まず、一つずつ整理させていただきたいと思います。ラジオの本来の目的は、防災行政無線が聞き取りづらいというような御家庭に、このラジオを使えば、居ながらにして聞こえることもできますよというものでございます。天候によったり、雨が降った場合は当然ながら窓も閉められます。そういった場合は全く聞こえなくなるエリアも当然出てまいります。そういったような状態の中で情報の伝達手段の一つとして、このものは挙げております。言うならば、付け加えるならば、我々は情報伝達手段としてもほかのほうも挙げておりますので、そういったものも御説明のほうはさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）では、何で最初からそういうふうに言われたいんですか。特定の方だけの意味合いを持った言い方をされるのはいけないと思います。私たちのほうも新築の民家が造成している地域への、またそういうふうな方にも、こういうラジオ、防災ラジオがあるということをお知らせになるとは思いますけれども、防災ラジオについて特化して聞きますけれど、この防災ラジオが不要になった、転居するといった場合に、これはどうしたらいいんですかというふうに言いましたら、返してくださいという回答を受付のほうで言われました。防災課のほうで言われました。この返してくださいという、2,000円で買ったものを、じゃ、お金を返すんでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）実は令和2年度より有償貸与というふうなところを皆様方に御説明したところでございます。有償で貸与して、転出される場合については、この機械のほうを返してくださいねというふうなところでは、お渡しする際にはお願いしているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）では、2,000円は返すんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）お返しはしておりません。返していただいて、今、レンタルというふうな形で5年というふうな一つの目安にはしておりますけれども、そういった形でお貸

しはしているというような方法で、今、ラジオのほうを皆様に配布しているところがございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）初めて聞きました、レンタル5年なんて。

○防災課長（宮垣）一つの目安です。

○1番（石橋）なぜそこへ、レンタル5年の、目安ですというふうな、手も挙げてなくて言われたんですけど。おかしいんじゃないですか、これって、今の。有償で貸与している、レンタル5年。文章にもなければ返すときに返してくださいという文章もない、渡すときには防災ラジオを渡していただいて、その中に文章でこういうふうにしてほしいということもないのに、突然、こういうふうにされるというのはちょっとおかしいような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）説明がないというようなところがございますが、今、監査のほうからも、実はそういうふうな旨の指摘を受けまして、分かりやすくというようなところで、今、お渡しする際に、こういうふうな形で使ってくださいねというメモ書きではお渡ししているところがございます。その際に丁寧な説明はしているつもりでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）私がこの防災ラジオを買いに行ったときには何もなかったもので、今はしているということによろしいでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在、そのような対応をさせていただいております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）分かりました。今後もそれをきちっと整理してやってください。それから、先ほどスピーカーのことを言いましたけれども、やはり、回答の中にも音が聞こえない、それから、窓を閉め切ってスピーカーからの声が届かない場所もあるというふうにおっしゃいましたけれども、スピーカーも必要なんですけど、誰でも判断できる手法として、誰でもが視聴できるテレビ活用や音の効果ですね、手法も視野に入れて判断をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）私もそう思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）そのようにお願いいたします。次に、dボタンのことを何回も言って、しませんと言いましたけれども、この情報ツールいろいろあると思うんですね。防災だけではなく、dボタンに関しては調査されて、今は防災という観点においてお話をされていますけれども、広報という形での物事を考えていきますと、dボタンの設置も可能なのではないかというふうに思います。ここでは防災というふうに言いましたので、それでよろしいかと思えますけれども、やはり、ちょっとそういう、誰が見ても分かるような手法というものを視野の中に入れておいていただいて、検討、措置をしていただければと思います。それから次に、飲料水のことに関してお話ししたいと思えます。再質問します。西日本豪雨のときに、水の供給が不可避ということで放送があったんですね。水を飲まないでくださいという放送があって、私も水の供給場所、ひまわりプラザへ行きました。多くの方が並んで給水されておられましたので、これってすごい大事なことであると思うんですね。ただ、道路とか、それから、アンダーのところに水がたまっているとか、そういうふうになった場合に、いろんな場所に給水箇所というのが必要だと思いますが、この給水箇所は何箇所する予定でしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今のところ、開設しております避難所ですね、おおむねいつも開けているようなところの場所ぐらいを目安に給水箇所を設けるような予定にしております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、すごい高温多湿な時代に入っております、水が、人間の体が一番なので、飲料水を確保しておりますけれども、庭の植木とか街路樹に水を与えることができないで枯れてしまった、そういう状態を何回か見ました。生活で使用するトイレとか、使用した水を取ってからトイレに流した記憶がよみがえっておりますけれども、井戸水供給は、先ほど町長の答弁で、曙レジャー農園の井戸は公衆衛生協議会が進めている災害時共助井戸として登録し、住民の方が自由に使える仕組みを作っていきたいと考えておりますというふうに答弁していただきました。以前に、防災課のほうに問い合わせしましたところ、それはないというふうに言われたんですけど、これは変わったんですね。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）防災井戸ではなく、防災の共助井戸として、現状の今、井戸を使用しつつ、そういうふうな事案が生じたときにみんなで使えるような、防災井戸に特化して

ないという意味でこういうふうな町長答弁のほうを述べたところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）もちろん、そうだと思います。ここはレジャー農園ですから、共助で当たり前のことだと思いますが、防災のときにも使用できるというふうな形で、一番登録されるというのは大事なことはないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）そのような意味で町長答弁のほうをしているつもりでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）千葉家住宅にも井戸があるのを知っておりますけれども、あれはどのようなのでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）千葉家の井戸につきましては、現在、文化財施設の一部として使用しておるため、登録というのは現時点では考えておりませんが、大規模災害など緊急性がある場合には臨機応変に対応してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）この臨機応変、とても大事だと思います。やはり町民が不安に思ったり、何かしたいと思ったときに、水というのは、やはり心のよりどころではないかと思しますので、臨機応変お願いいたします。それから次に、防災のことについてお話を進めたいと思います。ワンコインセンサーのところなんですけれども、なぜこのワンコインセンサーを言いましたかと言いますと、自治体で知る水位計のワンコインセンサーが令和5年4月14日に国交省で示されたワンコインセンサーというものがあります。ここでも調べてみますというふうに書いてありますが、令和5年度に浸水の危険性がある地域に浸水センサーを多数設置し、リアルタイムにその状況を把握する実証実験を実施し、この度、令和5年度継続実施する実証実験において追加のモデル地区となる自治体及びモデル地区においても自らの施設等に浸水センサーを設置管理する企業・団体等を公募により決定しました。実証実験の参加者は今回の公募により、34の自治体、17の企業・団体を追加参加として決定しています。このような国が行う調査などに積極的に参加することはとても、町もモデル地区になれないかと思い、提案した次第です。積極的にこのワンコインセンサー実証実験に参加してはいかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）町長答弁にもございましたように、実際には実証実験というところなので、その動向を見ながら対応してまいりたいと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）先ほど、災害に対する即時対応というものに対して、人材が対応してるのかと、また水門とか、そういう管理とかいうものはどのようになっているのかというふうに聞きましたところ、モニターとかいうのを使ってやっていると、複数人数で確定してデータを収集しながら、リアルタイムで管理しているというふうにおっしゃいました。いろんな方がいろんな形でいろんなシステムを作っておられるんですね、この間、県の議員研修に国崎信江さん、危機管理アドバイザーが来られて、災害が発生後、初動を効果的に実施するにはどうしたらいいのかという勉強会をしてくださいました。これはとてもいいことだと思いますので、発生時の初動効果、リアルタイムで管理しているのは分かりますけれども、管理するだけでは意味がないと思うんですね。実際に災害が起きたときにどのように動くのかというものが大事になってくるとは思いますが、ここはどのように計画しておられるのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）町長答弁でもございましたが、実際に図上訓練であったり、職員の参集訓練、そういうふうなところのポンプの稼働訓練、そういったものを充実させて、回数も増やししながら、その初動というような動きを大事に考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）訓練だけではなく、来たときにあわてふためいている皆さんの中で、どういふふうに職員が動くのかというものをきちっと目で見てできる手法というものを構築しておかなければならないと思うんですが、この訓練を生かすためにはどのようにされるのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）実践につながる訓練を今想定してやっております。例えば、通常では我々だけではなく、県、あと国などを交えたようなそういった訓練、あとは事案によってイレギュラーなものを発生させて、そのときの対応を行う訓練、様々な訓練のほうを想定しながら現在やっているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）安心安全なまちづくりというふうに、町長は常におっしゃいます。この安

心安なまちづくりというところに関して、やはり、町長の言葉の中に、この町の安心安全というフレーズ、先に立ってよく使われるんですけど、町長はこれで町民に伝える手法が安心安全につながると考えておられるのでしょうか。これで減災にできる町になると考えておられるのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）30年7月豪雨を経験し、いろんな状況で対応できるように訓練もしましたし、センサー等も設置して、一極集中で管理できるようにもしてまいりました。これで災害について完璧かと言われれば必ずしもそうではないと思っております。今後、気象の状況も、熱帯性の気象に変わったりとか、温暖化によって台風等の巨大化というのも想定されます。常に新しい環境で新しい発想で防災対策に当たらなければならないと考えておりますので、今後も我々町長を中心として、安全安心な海田町を築いていきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）そのようにお願いいたします。今日は防災の日です。今一度、危機管理に、また住民に寄り添う力を入れていただきますよう期待して、本日の一般質問を終えます。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、次の会議は9月4日月曜日、午前9時から開会いたしますので御参集いただきますようお願いを申し上げて、本日は大変御苦勞様でした。

午後4時12分 延会